全国健康保険協会の業績に関する評価

I 平成 22 年度の業績について

(1)評価の視点

協会は、保険者として健康保険事業と船員保険事業を行い、加入者が良質かつ 効率的な医療を享受できるようにするとともに、加入者の健康増進に取り組み、 加入者と事業主の利益の実現を基本使命としている。

こうした使命を踏まえ、民間の利点やノウハウを積極的に取り入れ、保険者機能を十分に発揮するため、

- ・ 加入者と事業主の意見に基づく自主自律の運営
- 加入者と事業主の信頼が得られる公正で効率的な運営
- ・ 加入者と事業主への質の高いサービスの提供
- ・ 被用者保険の受け皿としての健全な財政運営

を基本コンセプトとして、事業に取り組んでいる。

また、船員保険事業の運営に当たっては、「船員保険事業を通じ、わが国の海運と水産を支える船員と家族の皆様の健康と福祉の向上に全力で取り組む」という基本的な考え方に立って、事業の運営に取り組んでいる。

これら協会に求められる使命等を踏まえ、健康保険法(大正11年法律第70号) 第7条の30の規定に基づき、協会の健康保険事業と船員保険事業の業績評価に ついて、平成22年度事業計画に掲げた項目ごとの「個別的な評価」と業務実績 全体の状況についての「業績全般の評価」を行った。

なお、業績の評価に当たり、第三者の視点を取り入れた適切な評価を行う観点から、有識者等を構成員とした「全国健康保険協会業績評価に関する検討会」(平成23年9月7日、10月6日開催)の各構成員の意見を参考としている。

(2)平成 22 年度の業績全般の評価

協会は、いわゆるリーマンショック以降の標準報酬の大幅な落ち込みや、高齢化の進行による高齢者医療費の増大等により、極めて厳しい財政状況にある。平成24年度までに財政再建を達成するため、平成22年度から24年度までの財政再建期間では、徹底した経費削減や医療費適正化等に取り組み、組織運営と業務改革を推進している。

平成22年度は、協会設立後実質2年度目であるが、組織運営体制の見直しや 人材育成の体系の構築、事務経費の削減等について、着実に取り組んでいると認 められる。

また、健康保険給付などの加入者サービスの向上や、レセプト点検、ジェネリック医薬品の利用促進などの医療費適正化、保健事業等の業務の推進について、確実に向上している。一層の充実に向けた取組みを期待したい。

協会けんぽの健康保険事業を円滑に推進するためには、加入する事業所が中小の事業所であるという特性を考慮すると、事業主の理解が極めて重要である。特に、全医療保険者の共通の取組みである特定健診、特定保健指導を進める場合、被保険者はもちろんのこと事業主の理解と協力が欠かせない。事業所への情報提供などの手段も活用しつつ、一層の協力関係の醸成に努められたい。

なお、協会全体としては、各事業で順調にレベルが向上していると認められるが、都道府県支部ごとの業務の質や実績に大きな差異が認められる。このため、事業ごとに運営の質や評価が良好な支部と低調な支部の取組みを比較分析するなどにより、支部間の格差の解消に取り組まれたい。

|| 具体的な評価内容

[健康保険事業関係]

1. 目標指標

(1)サービス関係指標について

① サービススタンダードの遵守

協会では、健康保険給付の申請受付から給付費を振込むまでの期間である「サービススタンダード」について、「10 営業日以内」という目標を設定し、その達成率を「100%」と定めている。

平成22年度においては、傷病手当金92万件、出産手当金12万件、出産育児一時金41万件等を処理し、目標達成率は96.1%である。平均所要日数は8.13日であり、昨年度よりさらに向上している。達成率が100%の支部は、前年度の10支部から今年度は32支部に、22支部増加している。

傷病手当金や出産手当金は休業期間中の所得保障を目的とした給付であり、 一日でも早く適正に給付することは、保険者の重要な使命である。厳格な審査 を要する事案への対応を確保しつつ、引き続き高い目標達成率の保持と目標を 達成できなかった支部の改善・努力を期待する。

② 保険証の交付

健康保険被保険者証(以下「保険証」という。)については、事業主が日本年金機構(以下「機構」という。)に被保険者の加入手続きを行った後、協会が機構から加入資格情報を取得して、保険証を作成し、事業主を経由して加入者に送付している(任意継続被保険者は、協会が加入手続きを行い、保険証も送付)。

協会では、この加入資格情報の取得から保険証の送付までの平均交付日数の 目標を「2 日以内」と定めている。平成 22 年度の実績は、交付件数 850 万件 で、全支部において100%を達成しており、協会けんぽに対する信頼の確保の重要な要素である。

今後も機構と密接に連携し、保険証の送付までの平均交付日数を高い水準に 維持することを期待したい。

③ お客様満足度

協会では、協会の業務やサービス等に対する加入者の満足度や評価、要望等を把握し、業務の改善に反映することを目的として、毎年度、「お客様満足度調査」を実施している。

平成22年度においては、支部に来訪した加入者等を対象に、平成23年2月にアンケート形式により実施し、「職員の応接」、「目的の達成度」、「待ち時間の満足度」、「施設利用の満足度」のすべての項目で、前年度調査の結果を上回る評価となった。

各支部において、前年度の調査結果を踏まえ、実務研修による対応能力の向上や窓口混雑時の対応の体制の導入、申請書等の提出のみの方への「対応ボックス」の設置などによる効果が現れたものと考えられる。

他方、支部間の格差も見られることから、好事例の支部間の取組みの共有を 進めるなどにより、評価が低調な支部について徹底した改善の取組みを行うべ きである。

なお、平成 22 年度における申請、手続きの郵送化率は、7割を超えている。 今後は、窓口でのお客様満足度調査に限定することなく、幅広いお客様の満足 度の把握も検討されたい。

(2)保健事業関係指標について

① 特定健康診査の実施

協会では、35歳以上の被保険者に対し、生活習慣病予防健診を行い、40歳以上の被保険者に対しては、特定健康診査(以下「特定健診」という。)を包括して実施している。平成22年度においては、事業主への直接の働きかけや健診機関を2,620カ所に増やす(対前年度比155カ所増)など、受診機会の拡大に努めた。

平成 22 年度の被保険者を対象とした特定健診の実施率の実績は、40.9%であり、前年度より 2.6 ポイント上回り、全支部で前年度の実施率を上回ったが、目標の「45%」に届かなかった。また、事業主から取得した健診結果のデータ (以下「事業主健診データ」という。)の取り込み実績と併せた平成 22 年度の目標は「65%」であるが、事業主健診データ 1.2%を加えた実績は、42.1%で

あり、目標を大きく下回っている。

特定健診の実施率の達成目標は、平成23年度は「67.5%」、平成24年度は「70%」であり、今後ますます達成の困難度が増すことが想定される。山形支部(平成22年度63.7%)など実施率の比較的高い支部の取組みを分析し、全国の支部で共有するなど、全国的な特定健診の実施の底上げに取り組まれたい。

また、被扶養者の特定健診の実施率は、他の保険者や市町村との連携の強化、 受診券交付の簡素化等の取組みを進め、平成22年度の実績は13.1%であり、 前年度より0.9ポイント上回ったが、目標の「55%」を大きく下回っている。 目標と実績の差は41.9%であり、前年度(35.3%)よりさらに広がっている。

被扶養者は女性の比率が高いため、若年層でがん検診との同時実施や、健康 状況を自ら管理する意識づけ、年齢・性別の特性に応じた啓発活動の実施など、 着実な実施率の向上策を検討されたい。

② 事業主健康診断の実施

平成 22 年度の被保険者の特定健診の実施率の目標は、協会自らが実施する 健診実施率(45%)と事業主健診データを取り込んだ実施率(20%)とを合計 した実施率が「65%」と定められている。

平成22年度の事業主健診データの取り込み率は、1.2%であり、前年度の取り込み率を上回ったものの、目標の「20%」にははるかに及ばない結果となった。

事業主健診データの取り込みが進まない要因として、一定規模の事業所を訪問して説明を行うなどの取組みを実施しているものの、事業主への周知がまだ十分ではなく、データの提供に対する事業主の抵抗感が存在するためと考えられる。岐阜支部のように10.1%(平成21年度は2.2%)と大きく改善した例もあるので、各支部の取組みを分析し、全国の支部で共有するなどにより、全国的な底上げに取り組まれたい。

③ 特定保健指導の実施

協会が実施する特定保健指導は、1事業所当たりの指導対象者数が極めて少なく、事業所も広く地域に点在するなど、非効率な実施にならざるを得ない特性を抱えている。そうした点を克服する試みとして、平成22年度は、健診当日に特定保健指導が可能な健診機関との契約(261機関)、管理栄養士の配置による指導体制の強化などの取組みを進めたことは、評価できる。

特定保健指導の実施人員は、被保険者・被扶養者ともに前年度より増加したが、依然として、その実施率の水準は低い状況である。

特定保健指導の実施には、対象者が自己の健診結果(リスク)を認識するとともに、事業主の理解が欠かせない。加齢に伴い経営資源である従業員の疾病リスクが高まることを事業主に対し周知し、サービスの活用が進むよう働きかけの強化に努められたい。

また、宮崎支部では、平成21年度の16.6%から平成22年度の32.7%に実績を大幅に上げている。各支部の取組みを分析し、全国の支部での共有を徹底して、全国の保健指導事業の底上げに取り組まれたい。

4 保健指導の効果

メタボリックシンドロームの該当者と予備群については、平成 20 年度に比べ 0.3 ポイント増加し、13.2%となった。

加入者個人ごとの健診、指導、診療等のデータベースが構築されれば、個々人ベースと集団ベースで、生活習慣病予防健診の検査項目ごとや指導区分ごとの具体的な効果測定が可能となり、保健事業の目的である生活習慣病の罹患や重症化の防止等を推進できるので、健康情報の経年推移を把握できる仕組みの構築を早急に検討されたい。

(3) 医療費適正化関係指標について

① レセプト点検効果額

診療報酬明細書(以下「レセプト」という。)は、社会保険診療報酬支払基金(以下「支払基金」という。)が審査した後、保険者に送付されるが、協会では、このレセプトの審査・点検を行い、医療費の適正化に取り組んでいる。保険診療時の加入者の資格の有無を確認する点検(資格点検)については、平成22年度は、医療機関への照会件数が約74万件、被保険者1人当たりの効果額が2,478円となり、前年度実績を上回った。

また、請求内容の詳細な点検(内容点検)については、電子レセプトによる 支払基金への再審査請求方式の導入や、自動的に抽出できるレセプトの範囲や 項目を拡充し、点検業務の充実強化を図った。

さらに、レセプト点検の知識・技術を習得するための研修や、査定事例研究の討論会を開催するなど、点検情報の共有化により、点検事務の全国的な底上げを図っている。平成22年度の被保険者1人当たりの効果額が872円であり、前年度実績を上回っており、着実に点検技術が向上していることが認められるが、支部間では10倍の差が見られる。

医療給付の対象となった外傷が交通事故等の第三者の行為に起因するもの か否かを確認する点検(外傷点検)については、前年度実績を下回り、「21年 度実績を 20%以上上回る」という目標にはるか及ばない結果となった。その要因を「交通事故の減少」としているが、交通事故の発生件数など外部の要素によって影響が生じやすいものであるならば、目標の設定方法を改善する必要がある。

② ジェネリック医薬品の使用促進

協会は、加入者の自己負担の軽減や医療費の抑制に繋がるよう、ジェネリック医薬品の使用促進の取組みを推進しており、「平成21年度から平成22年度の使用割合の伸び率を平成21年度(0.9%)の3倍(2.7%)に増加させる」という目標を設定している。

平成 22 年度は、「ジェネリック医薬品軽減額通知」の対象を 35 歳以上に広げること、「ジェネリック医薬品希望カード」の作成、保険証等に貼り付けて使用できる「ジェネリック医薬品希望シール」の作成・加入者への配布などの取組みを行った。また、ジェネリック医薬品使用促進ポスターの配布や「使用促進セミナー」の開催など周知・広報を行い、使用促進に努めた。

こうした取組みにより、平成 22 年度の目標は達成できている。引き続き、 他の保険者や地域団体等との連携による取組みを着実に行いながら、一層の使 用促進を進められたい。

2. 検証指標

① 各種サービスの利用状況

インターネットによる医療費情報提供サービスについては、医療費情報の拡充や操作の簡便化のシステム改修を行い、利用の促進に取り組んだ結果、平成22年度のアクセス件数は、前年度のアクセス件数を上回った。

しかしながら、インターネットによる医療費情報提供サービスの利用率は極めて低いことから、サービスの周知徹底とともに、魅力あるサービス内容への充実の検討など、今後も積極的な普及・促進に努め、近い将来には紙の医療費通知の削減に繋がる方策を検討されたい。

任意継続被保険者の保険料の口座振替は、主に資格取得時にお知らせすることで口座振替を促進しているが、平成22年度の口座振替利用率は27.3%であった。昨年度より6.7ポイント上回っているが、広報活動をさらに展開し、利用率の向上に取り組まれたい。

② 事務処理誤りの防止

協会では、事務処理誤りを協会全体で情報共有するため、職員用の掲示板に

集約するとともに、発生原因や再発防止策を職員が深く理解して、同様の事務 処理誤りが発生しないように努めている。

平成22年度の事務処理誤りは357件であり、前年より65件減少している。 チェック体制の標準化の効果が表れているためと思われるが、事案の性質に応じた原因分析と再発防止策を講じるなど、事務処理誤り「ゼロ」を目指して、引き続き取り組まれたい。

③ お客様の苦情・意見

協会では、加入者から寄せられた意見・要望を、協会本部に集約するととも に、改善を要する意見等に対しては、随時、迅速な対応を行い、結果を全ての 支部にフィードバックして、サービスの向上に努めている。

お客様からの苦情は 2,883 件であり、前年度より減少しているが、件数だけでなく、その内容を重視することが求められる。業務の改善に活かす提言ととらえて、どのように活かされたのかを明確にするなどの取組みにより、全職員が等しく問題認識を共有する仕組みとするなどの工夫をされたい。

4 ホームページの利用

協会では、ホームページや各支部から配信されるメールマガジン等を通じ、加入者へのタイムリーな情報提供に努めている。各支部では、支部評議会の開催、健診機関の情報、都道府県ごとに開催される健康づくりに関するイベントの案内や医療情報など、地域に密着した情報を提供している。

また、メールマガジンでは、平成22年7月からアンケート機能を追加し、加入者からの意見を聞くこともできるようになり、広報の方法や内容の改善に役立てている。

ホームページへのアクセス件数は、年間約1千万件、平日1日当たり42,798件であり、年々増加しており、利用者の関心がうかがえる。ホームページの好意度は43%であり、なお充実の余地がある。利用者が何を要求しているかの分析を行い、検索しやすい画面構成や情報の充実など、魅力ある内容の充実に努められたい。

⑤ 申請・届出の郵送化

協会では、保険給付等の申請書・届出の郵送による受付けを進めており、平成22年度末で70%に達している。

事業主や加入者への広報活動や、加入者サービスの向上に、引き続き努めるとともに、郵送トラブルに伴う加入者への不利益が発生していないか等を検証

することも必要である。

⑥ 業務の効率化・経費の削減

協会では、自ら取り組む財政再建策の一つとして「全国健康保険協会事務費削減計画」を平成22年8月に策定し、平成24年度までの業務経費と一般管理費の削減目標を定めた。業務経費については、一般競争入札の徹底やオンラインレセプトによる効率化などにより、「平成22年度比4%削減」を目標としている。また、一般管理費については、事務室の統合や消耗品費等の節約などにより「同8%削減」を目標としている。

平成 22 年度は、一般競争入札や企画競争が徹底されており、コピー用紙等 の消耗品などの経費の削減等も順調に取り組んでいると認められた。

今後とも、職員のコスト意識を高め、本部一括調達の効果を見極めながら、 経費の計画的な削減に取り組むことを期待する。

[船員保険事業関係]

1. 目標指標

(1) サービス関係指標について

① サービススタンダードの遵守

協会では、船員保険の職務外給付の「サービススタンダード」について、平成 22 年度後半から「10 営業日以内」という目標を設定し、その達成率を「100%」と定めている。

平成22年度においては、傷病手当金6,735千件、出産手当金17件、出産育児一時金1,154件を本部一括で処理し、その達成率は97.5%である。平均所要日数は7.17日であり、昨年度より向上している。

傷病手当金等について、1日でも早く適正に給付することは、保険者の重要な使命である。厳格な審査を要する事案への対応を確保しつつ、引き続き高い目標達成率の保持を期待する。

② 保険証の交付

船員保険被保険者証(以下「船員保険証」という。)については、船舶所有者が機構に被保険者の加入手続きを行った後、協会が機構から加入資格情報を取得して、船員保険証を作成し、船舶所有者を経由して加入者に送付している。

協会では、この加入資格情報の取得から船員保険証の送付までの平均交付日数の目標を「5日以内」と定めている。平成22年度の実績は2.84日であり、目標を大幅に上回って達成しており、協会けんぽに対する信頼の確保の重要な

要素である。

今後も機構と密接に連携し、船員保険証の送付までの平均交付日数を高い水 準に維持することを期待したい。

③ 疾病任意継続被保険者の保険証の交付

疾病任意継続被保険者証(以下「任継保険証」という。)については、被保険者であった方から、協会に疾病任意継続被保険者の資格取得の申請がされた後、機構から資格喪失情報を取得して、任継保険証を作成し、疾病任意継続被保険者に送付している。

協会では、この資格喪失情報の取得から任継保険証の送付までの平均交付日数の目標を「5日以内」と定めている。平成22年度の実績は3.68日であり、目標を上回っている。

今後も機構と密接に連携し、任継保険証の送付までの平均交付日数を高い水準に維持することを期待したい。

4 お客様満足度

平成22年1月の船員保険制度の改正に伴い、各都道府県所在の旧社会保険 事務所で行ってきた船員保険事務を、平成22年1月から、協会本部で一括処 理することになった。

そのため、被保険者サービス等の向上の参考とするため、お客様満足度調査の実施について、平成22年度は調査の実施方法と調査項目の設定を検討する予定であったが、取りまとめに至らなかった。

船員保険事務は、本部一括処理であり、郵送や電話による対応が主となっている特性を踏まえ、お客様満足度調査の実施方法等の検討を、早急に進められたい。

(2)保健事業関係指標

① 特定健康診査の実施

協会では、35歳以上の被保険者に対し、船員の特殊性を踏まえ、入・出港に 応じた巡回健診等を中心とした生活習慣病予防健診を行い、40歳以上の被保険 者に対しては、特定健診を包括して実施している。平成22年度は、医師不足 等を理由に健診機関が健診を取りやめた地域に代替健診機関を確保し、健診機 関を増やすなど、受診機会の拡大に努めた。

平成22年度の被保険者の特定健診の実施率は33.9%であり、前年度より0.2 ポイント上回ったが、目標の「45%」に届かなかった。特定健診の実施率の達 成目標は、平成23年度は「67.5%」、平成24年度は「70%」であり、今後ますます達成の困難度が増すことが想定される。特定健診の実施の底上げに取り組まれたい。

また、特定健診の被扶養者の実施率は、健診機関の拡大や広報の拡充の取組みを進めたが、平成22年度の実績は8.8%であり、目標の「52.6%」を大きく下回っている。被扶養者は女性の比率が高いため、若年層でがん検診との同時実施や年齢・性別の特性に応じた受診促進策の実施など、着実な受診率の向上策を検討されたい。

② 船舶所有者健康診断の実施

協会では、平成22年度は船舶所有者に対して船員手帳健康証明書データの提供の期間の延長を行うとともに、大規模船舶所有者に対する個別訪問等によるデータの提供依頼の取組みを進め、6,606名(平成22年9月現在)の提供を受けている。平成22年度の船舶所有者から所得した健診結果のデータの取り込み率は17.6%であり、前年度の取り込み率を上回ったものの、目標の「20%」には達しなかった。

船舶所有者に対する健康意識の醸成を一層高める取組みを行うことで、データ提供への理解を求めるよう努められたい。

③ 保健指導の実施

被保険者の特定保健指導は、外部委託事業者の保健師等が事業所、漁協等を訪問しているが、①対象者は漁期中は乗船しているので、保健指導の計画が立てづらい、②対象者は長期乗船の場合、保健指導を6ヶ月間継続することが難しい、③船員の入・出港に対応した検診車による巡回健診の受診者が多いので、後日、健診結果によって対象者を確定する時には既に乗船している、などの特性により、船員への保健指導は難しい面がある。

平成22年度後半に、健診当日での階層化と特定保健指導対象者への初回面談を実施し、実施率の向上に努めたところ、実施率は6.4%であり、前年度より0.2ポイント上回ったが、目標の「32.4%」よりも大きく下回っている。

また、協会では、特定保健指導機関の拡大(968機関)に努めたところ、被 扶養者の特定保健指導の実施率は2.6%であり、前年度より1.9ポイント上回 った。目標の「32.4%」よりも大きく下回っており、今後も実施方法の工夫や 対象者の意識啓発を通じて、保健指導事業の底上げに取り組まれたい。

(3)医療費適正化関係指標

① レセプト点検効果額

協会では、船員保険のレセプト点検業務について、健康保険事業での点検職員のノウハウを活用し、効率的・効果的な事務処理を行うため、東京支部に業務を集約化して行っている。

協会のレセプト情報管理システムでは、レセプトの抽出機能や点検情報の効果的な活用により、平成22年度では被保険者1人当たりの資格点検の効果額が2,998円、内容点検の効果額が3,230円、外傷点検の効果額が885円となっており、すべての点検の項目で前年度の実績を上回っている。

今後とも、査定事例の共有など、点検技術の底上げにより、効率的な点検に 取り組まれたい。

2. 検証指標

① 事務処理誤りの防止

協会では、給付金に関する事務処理誤りについては、体制の強化、業務フローと処理方法の見直し、ミーティング等での職員への周知を行い、同様の処理 誤りが発生しないように努めている。

平成22年度の事務処理誤りは53件であり、平成22年10月からは事務処理誤りが減少している。体制の強化などの効果が表れていると思われるが、事務処理誤り「ゼロ」を目指して、事案の性質に応じた原因分析と再発防止策を講じるなど、引き続き取り組まれたい。

② お客様の苦情・意見

協会では、加入者から寄せられた苦情・意見等に対して、迅速な対応を行う とともに、結果を担当グループ内にフィードバックして、サービスの向上に努 めている。

平成 22 年度に加入者から寄せられた苦情は、保険給付に関すること 4 件、接客態度に関すること 1 件の合計 5 件であった。

加入者からの苦情は、件数だけでなく、その内容を重視することが求められる。業務の改善に活かす提言ととらえて、どのように活かされたのか明確にするなどの取組みにより、全職員が等しく問題認識を共有する仕組みとするなどの工夫をされたい。

③ 業務の効率化・経費の削減

一般競争入札や企画競争が徹底されており、コピー用紙等の消耗品などの経

費の削減等も順調に取り組んでいると認められた。

今後とも、職員のコスト意識を高め、本部一括調達の効果を見極めながら、 経費の計画的な削減に取り組むことを期待する。

[業務運営体制等]

① 組織の活性化への取り組み

協会では、協会支部長会議や全国6ブロックの会議等の開催、支部幹部との 意見交換などにより、協会の事業運営の方針や組織目標の徹底を行っている。 全職員に目標達成シートによるミッションの徹底や目標管理を実施し、これを 実績や能力本意の人事管理に活用している。

また、役職階層ごとの研修や業務別の研修については、研修の体系が完成し、 定着が図られており、人材育成は順調に進んでいると思われる。

さらに、現場の発想や職員のアイデアを積極的に活かす取組みとして、業務 改善提案制度を取り入れ、優秀案件を共有化することにより、業務改善のさら なる活性化につながっている。こうした取組みは上からの人材育成とは異なり、 職員個人の自主的技能、意識の向上を促すものであり、高く評価できる。

② 職員の意識向上への取り組み

協会では、職員に行動規範の小冊子を常時携行させ、研修やコンプライアンス通信の発行など各種の機会を捉えて、コンプライアンスの意識の醸成と徹底に取り組んでいる。

また、個人情報の保護については、個人情報の管理状況を随時点検するほか、情報の格付けと取扱い制限に関する遵守事項の内容等の改正を行っている。

役職階層ごとの研修や業務別の研修では、コンプライアンスや個人情報保護をはじめ、組織マネジメント、リーダーシップ、コミュニケーション等のほか、 実務能力の向上のための統計分析やレセプト点検スキルアップなど体系も整備され、協会が期待する人材の育成環境は整ってきている。

③ 支部との連携強化への取り組み

協会は、支部単位で地域の実情を踏まえた事業を実施しているが、全国的に 均一なサービスの提供が必要な事業については、協会本部はサービスの水準が 低調な支部に対する指導力を発揮する必要がある。

協会では、この観点から支部長会議やブロック会議などを開催し、内部統制 が適切に機能するよう努めるとともに、保健事業検討会や業務システム刷新プロジェクトチームの設置など、本部・支部が一体となった取組みを進めている。 保健事業や医療費適正化等については、支部間で大きな差異がある。協会全体として保険者機能を更に発揮していくため、事業が低調な支部には協会本部からの強力な支援策や改善策を提示するなど、支部との連携強化の積極的な取組みを期待したい。

以上

全国健康保険協会の業績に関する評価(健康保険)

※ 評価欄の判定基準は、S・A・A'・B・B'・C・C'・D 【判定其準】 S・日標を大幅に上回っている A A'・日標を上回っている B B'・日標を概わ達成している C C'・日標をやや下回っている D・日標を下回っており 大幅な改善が必要

I 22年度目標指標		評価等		
サービススタンダードの遵守				
健康保険給付の受付から振込までの日 の目標(10営業日)の達成率 【評価の視点】 健康保険給付については、申請 の受付から給付金の振込みまでの 期間をサービススタンダードとし て定め、その状況を適切に管理し、 着実な実施に努めたか。	と定め、達成度を算出し改善に努めている。 (協会発足当初は約3週間としていたが、お客また、不正が疑われ、厳格な審査が必要な請いる。 平成21年度末の達成率は94.09%であったのに		こ平成21年4月より10営業日に早めた。) 3付についても注力し、サービススタンダードの達 6を達成している支部は10支部から32支部へ増加し	成を目指
	上し、高水準を維持している。 また、平成23年2月に100%を達成した 支部は32支部であり、平成22年3月末の 10支部と比べても大きく増加してい る。 なお、現在100%に達成していない支部 については、平成23年度中に問題点や 課題を整理する等して改善への取組み を行う予定である。	・100%の日標達成学労力が数于工からので入麦和構な事であり、更 なる向上を期待する。	き高い目標達成率の保持を期待する。 ・審査の精度を確保しつつ、目標達成に向 成できなかった支部の改善・努力を期待す	り、引 lけ、目

I 22年度目標指標					
(1) サービススタンダードの遵守					
② 健康保険給付の受付から振込までの日数 【評価の視点】 健康保険給付については、申請の受付から給付金の振込みまでの期間をサービススタンダードとして定め、その状況を適切に管理し、 着実な実施に努めたか。	内 受付から振込までの平均所要日数:8.13 協会発足当初は、健康保険給付の受付か 21年4月より10営業日に早めた。 平均所要日数は平成21年度より0.22日短	3日(前年度8.35日、0.22ポイント向上) いら振込までを約3週間としていたが、お客様にわかりで 短縮し、サービススタンダード対象給付について平均所 システムトラブルの影響があったため、平成23年3月か	要日数は8.13日となり、10日を下回っている	る。	
		<自己評価>	<委員ご意見>	<最終評価>	A'
		数について、平成21年度8.35日から平成22年度8.13日と改善しており、10営業日以内という所要日数は今後も引き続き維持していきたい。		0.22日向上している。引き続き高い目標達を期待する。 審査の精度を確保し、目標達成に向けさの迅速化に取り組まれたい。	成率の保持

I 22年度目標指標		評価等		
(2)保険証の交付 ① 資格情報の取得から保険証送付までの 2日以内 平均日数	<事業報告(概要)> 達成率100%			
【評価の視点】 保険証の交付については、資格情報の取得から保険証送付までの期間に係る目標指標を定め、その状況を適切に管理し、着実な実施に努めたか。	〇健康保険被保険者証の交付については、事業主から日本年金機構に届出された資格取得届の届書入力の情報を基に作成し発行している。この情報は、日本年金機構が届書を入力した翌日午前に協会けんぽに送信されることから、協会けんぽでは、情報を取得した当日又は翌日に事業主へ送付している。平成22年度については、平成21年度と同様に達成率100%となった。 なお、迅速な健康保険被保険者証の交付には、年金機構との連携が欠かせないことから、年金機構、厚生労働省との連絡調整会議の活用等により連携を図っている。 併せて、平成22年1月からは、確実に健康保険被保険者証をお届けするため、特定記録郵便による送付を開始している。			
	<自己評価>	<委員ご意見>	<最終評価>	A'
	き、全支部において目標である2日以内を達成しており、達成率は100%であった。 〇平成23年度においても、年金機構と連絡を密にして、加入手続時点から健康保険者証送付までの全体の期間の管理に努めている。	・引き続き全支部が2日以内を達成したことを評価したい。また、特定記録郵便による送付に変更したことを評価したい。今後もコストダウンを徹底することによりサービス内容や安心感の低下を招くことのないよう、問題意識を持ち続けていただきたい。 ・前年同様、日本年金機構の情報を活用し、目標(2日以内)達成が100%となったことは、IT時代に合った合理化効果が発揮されたものと評価できる。 ・高い評価に値する。 ・100%達成はよろしいが、年金機構の届書期間は何日くらいなのか。 ・既に目標を達成している。 ・全支部での達成には年金機構との連携などが寄与していると考えられ、組織的な連携への取り組みの重要性がうかがえる。	が850万枚に及ぶ中、目標の2日以内を全支達成している。 - 今後も日本年金機構と密接に連携し、引証の送付までの平均日数を高い水準に維持期待したい。	部において き続き保険

I 22年度目標指標 評価等 (3) お客様満足度 <事業報告(概要)> |窓ロサービス全体としての満足度 21年度の状 況より改善 【評価の視点】 窓口サービス全体としての満足度:94.8%(前年度93.2%、1.6ポイント増加(向上)) ∥加入者等の意見やニーズを適切に把握し、サービスの改善や向上を図るため、平成21年度に引き続き、平成22年度も23年2月7日~2月28日の間に、 教育研修の実施等を通じて、加 ||全支部の窓口に来訪されたお客様にアンケートに記入していただく手法で、窓口利用時の「職員の応接態度」、「訪問目的の達成」、「待ち時| 入者本位の理念について職員への ∥間」、「施設の利用」等を含んだ「窓ロサービス全体としての満足度」について、お客様満足度調査を実施した。 一層の徹底を図るとともに、お客 様に対する接遇の向上を図るなど、 ||平成21年度の調査では満足度93.2%であったが、平成21年度の調査結果を踏まえ窓口サービスに関するお客様満足度向上のための様々な取組みを実 お客様の満足度を高めることがで ||施した結果、満足度が昨年度調査結果に比べ、平成22年度は94.8%と1.6ポイント増加(向上)した。 きたか。 В <自己評価> く委員ご意見> <最終評価> お客様満足度が前年度よりも向上したことを評価する。なお、 |平成21年度の調査結果(満足度 ・窓口サービス全体としての満足度については、昨年 サービス満足度を向上・維持していくためには、継続的な職員への ∥93.2%)を踏まえ、窓口サービスに関 より向上(1.6ポイント)しており高く評価できる。 教育研修が必要である。 |するお客様満足度向上のための様々な 取組みを実施した結果、昨年度に比べ ・2月7日~2月28日に窓口来訪者に対して行ったアンケート調査が評 支部間の格差が見られることから、取組み事例など 価対象とされたが、今後は調査時期や回数、窓口来訪者以外の調査 満足度が94.8%と1.6ポイント改善し |支部間共有を進め、評価が低調な支部について徹底し などについても検討すべきではないか。 た改善の取組みを行う必要がある。 た。 ・①から⑤については重複感があるため、次年度評価項目の立て方 |今後もこの高い水準を向上させるた について検討すべきと考える。 ・申請、届出の郵送化率は7割を超えており、窓口 |め、新たな取組みを行い、情報を共有 サービスの満足度調査に限定することなく、幅の広い サービスの向上は今やどこにも求められている。そして、どんな 化し、改善していきたい。 お客様の満足度の把握も検討する必要がある。 に高い水準を置いても、クレーマーはどこにでも存在する。満足度 に捉われることなく、満足度の向上の施策は継続的に必要。 高い評価に値する。 ・お客様の満足度は人それぞれによって異なる為、100%の満足度を 得るのは相当困難でしょう。 ・前年度に比較して満足度はあがっており、特にソフト面の満足度 ・課題を有する支部がある場合は改善・支援が必要である。 有用な取り組みをしている支部に関しては事例紹介・表彰など職 員のモチベーションをあげることも重要と考えられる。

I 22年度目標指標		評価等				
(3) お客様満足度 ② 職員の応接態度に対する満足度	21年度の状	II .				
【評価の視点】 教育研修の実施等を通じて、加入者本位の理念について職員への一層の徹底を図るとともに、お客様に対する接遇の向上を図るなど、お客様の満足度を高めることができたか。		職員の応接態度に対する満足度:94.9%加入者等の意見やニーズを適切に把握に、全支部の窓口に来訪されたお客様に対応の速さ」、「説明のわかりやする実施した。 平成21年度の調査では満足度93.0%であ	6(前年度93.0%、1.9ポイント増加(向上)) しサービスの改善や向上を図るため、平成21年度に引 こアンケートに記入していただく手法で、窓口対応時 き」、「職員の専門的な知識」の6項目の「職員の応接 らったが、平成21年度の調査結果を踏まえ窓口応接態度 に比べ、平成22年度は94.9%と1.9ポイント増加(向上)	の「あいさつ」、「言葉づかい」、「身だ 態度に対する満足度」について、お客様満 に関するお客様満足度向上のための様々な	しなみ」、 足度調査を	
		まえ、応接態度に関するお客様満足度 向上のための様々な類組みを実施の 結果、昨年度に比べ満足度が94.9% 1.9ポイント改善した。 平成21年度調査結果を踏まえ、以 平成1年度調査結果を踏まえ、以 平成1年度調査結果を がまれる ・ は取組みを行った。 ※主な取り組み事例》 ・ 接遇に向上に努めた。 ・ 支部独自のアンケート調査を隔月ない 実施し、お客様のご意見・ でい と で い と で い と で い の に と の の に と に の の に と に の の に と に の に に の に り に の に に の に と に の に に の に と に の に に の に の	・支部別に満足度の高いグループと下位のグループとの比較検討を行い、全体を高いレベルに引き上げる努力が必要。 ・高い評価に値する。 ・お客様に対しサービス意識を特に持ち続けるのでは無く、自然に対応が出来れば良いと思います。ストレスが重なるようでは職員が大変である。 ・前年度に比較して満足度はあがっている。 ・自己評価に記載がある各種取り組みが寄与している可能性も考えられ、必要に応じて全国支部相互の共有を図っていくことが大切。	い、身だしなみ、対応の速さ、説明のわか 職員の専門的な知識)について、前年度よ 足度が向上している。 ・また評価が低調な支部については徹底し 組みを行う必要である。	りやすさ、 りお客様満	

I 22年度目標指標			評価等		
(3) お客様満足度					
③ 訪問目的の達成度 【評価の視点】 教育研修の実施等を通じて、加入者本位の理念について職員への一層の徹底を図るとともに、お客様に対する接遇の向上を図るなど、お客様の満足度を高めることができたか。		加入者等の意見やニーズを適切に把握 に、全支部の窓口に来訪されたお客様に たか等の「訪問目的の達成度」の満足度 平成21年度の調査では満足度93.6%であ	5%(前年度93.6%、1.9ポイント増加(向上)) しサービスの改善や向上を図るため、平成21年度に引 アンケートに記入していただく手法で、窓口対応時に をについて、お客様満足度調査を実施した。 ちったが、平成21年度の調査結果を踏まえ窓口応接態度 上にで、平成22年度は95.5%と1.9ポイント増加(向上)	お客様のご用件を迅速に理解し適切な対応に関するお客様満足度向上のための様々な	が実施でき
		93.6%)を踏まえ、訪問目的の達成の に関するお客様満足度向上のた結果、 に関すな取組みを実施した結果、 になる にはないが 95.5%と1.9ポインと1.9ポインと1.9ポインと1.9ポインと1.9ポインと1.9ポインと1.9ポインと1.9ポインと1.9ポインと1.9ポインと1年を のではまえ、以いる を踏まえ、以いる を踏まえ、以いる を踏まえ、以いる を踏まえ、以いる を踏まえ、以いる を踏まえ、以いる をいまる ののののでは、 のののののでは、 ののののののののでは、 ののののののでは、 のののののでは、 ののののののでは、 のののののののののでは、 のののののののののでは、 のののののののののののののののののののののののののののののののののののの	・定型的マニュアルに陥ることなく、そして費用を掛けずに、インターネットを活用し、全国の職員に対し、常にアップデイトなものを提供しておく必要がある。 ・高い評価に値する。 ・法の改正や変更等に対し事業主側(担当者)に対しても、しっかりと理解をしてもらう指導方法を考えて行く事を願う。 ・前年度に比較して満足度はあがっている。 ・自己評価に記載がある各種取り組みが寄与している可能性も考えられ、必要に応じて全国支部相互の共有を図っていくことが大切。	上(1.9ポイント)しているが、引き続き窓関する実務研修を行うなど、満足度を高め取り組まれたい。 ・支部間の格差が見られることから、全国を保つべく、評価が低調な支部の検証及び強化など改善の取組みを行うべきである。	窓口対応に られるよう 一定の水準

I 22年度目標指標 評価等 (3) お客様満足度 <事業報告(概要)> 窓口での待ち時間の満足度 21年度の状 況より改善 窓口での待ち時間の満足度:91.6%(前年度87.7%、3.9ポイント増加(向上)) 【評価の視点】 教育研修の実施等を通じて、加 |加入者等の意見やニーズを適切に把握しサービスの改善や向上を図るため、平成21年度に引き続き、平成22年度も平成23年2月7日~2月28日の間| 入者本位の理念について職員への に、全支部の窓口に来訪されたお客様にアンケートに記入していただく手法で、お客様が支部窓口に来訪されてから迅速に対応できたか等の「待ち 一層の徹底を図るとともに、お客 ||時間に対する満足度」の満足度について、お客様満足度調査を実施した。 様に対する接遇の向上を図るなど、 お客様の満足度を高めることがで きたか。 果、満足度が昨年度調査結果に比べ、平成22年度は91.6%と3.9ポイント増加(向上)した。(待ち時間「5分未満」の割合:82%(前年度81%))

|平成21年度の調査では87.7%であったが、平成21年度の調査結果を踏まえ、待ち時間に関するお客様満足度向上のための様々な取組みを実施した結

<自己評価>

|平 成 21 年 度 の 調 査 結 果 (満 足 度 ||87.7%)を踏まえ、窓口での待ち時間| ∥の満足度向上のための様々な取組みを ||実施した結果、昨年度に比べ満足度が| ||91.6%と3.9ポイント改善した。

∥平成21年度調査結果を踏まえ、以下の 通り取組みを行った。

≪主な取組み事例≫

- 窓口に呼び出しベルを設置し、窓口 対応者が不足している場合などによる・昨年度からの改善度については高い評価に値するが、待ち |待ち時間の短縮を図った。
- 来訪者数の傾向を分析し、来訪者が 多い時期等は窓口を増設し、待ち時間 の短縮を図った。
- 窓口に申請書の内容確認不要者用の |申請書提出BOX」の設置し、待ち時間の| 短縮を図った。

く委員ご意見>

①と同じ。

待ち時間短縮のため、来訪者が多い時間の窓口増設や「内 容確認不要者用の申請提出BOX設置」など、具体的な改善措置 が取られており、これら好事例の支部間での共有化の取り組 みが必要。

- ・待ち時間を常にゼロ分とすることは、非効率である(他の 業務を中断しなければならなかったり、人手を増やすことで 対応するのは本末転倒)。待ち人を見受けたら声を掛けるな どして、5分待ち程度は止むを得ないものと思う。
- 時間は顧客満足度に直結する要素であり、さらなる改善が望 まれる。
- ・支部の環境によって対応内容が異なると思いますので、そ れなりの対策を考えるよう。
- ・前年度に比較して満足度はあがっている。
- ・自己評価に記載がある各種取り組みが寄与している可能性 も考えられ、必要に応じて全国支部相互の共有を図っていく ことが大切。

<最終評価>

A

- 窓口での待ち時間については、満足度が前年度より 向上(3.9ポイント)している。
- ・支部間の格差が見られることから、全国一定の水準 |を保つべく、評価が低調な支部の検証及び好事例につ いて支部間の共有を進めるべきである。来訪者が多い |時期(時間帯)に対応窓口を増設することは評価に値 する取組みである。

I 22年度目標指標 評価等 (3) お客様満足度 <事業報告(概要)> 施設の利用の満足度 21年度の状 況より改善 【評価の視点】 施設の利用の満足度:82.1%(前年度77.6%、4.5ポイント増加(向上)) 教育研修の実施等を通じて、加 ∥加入者等の意見やニーズを適切に把握しサービスの改善や向上を図るため、平成21年度に引き続き、平成22年度も平成23年2月7日~2月28日の間┃ に、全支部の窓口に来訪されたお客様にアンケートに記入していただく手法で、支部窓口の「施設内の案内表示のわかりやすさ」、「プライバシー 入者本位の理念について職員への への配慮」、「待ち合いスペース」、「環境の美化・清潔の保持」の4項目の「施設の利用の満足度」について、お客様満足度調査を実施した。 一層の徹底を図るとともに、お客 様に対する接遇の向上を図るなど、 |平成21年度の調査結果を踏まえ、待ち時間に関するお客様満足度向上のための様々な取組みを実施した結果、満足度が昨年度調査結果に比べ、4.5| お客様の満足度を高めることがで ∥ポイント増加(向上)した。 きたか。 B' <自己評価> く委員ご意見> <最終評価> 平成21年度の調査結果(満足度77.6%)を踏 ・①と同じ。 ・施設の利用(「施設内の案内表示のわかりやすさ」 まえ、施設利用に関するお客様満足度向上の 「プライバシーへの配慮」「待ち合いスペース」「環 ための様々な取組みを実施した結果、昨年度 ・施設の利用満足度の向上に向け、支部事務所の限ら|境の美化・清潔の保持」の4項目)について、満足度 に比べ満足度が82.1%と4.5ポイント改善し れたスペースという物理的制限があるなかで、プライが前年度より向上(4.5ポイント)している。 |バシー確保のための「パーティーション」、ベビー 平成21年度調査結果を踏まえ、以下の通り取▶カーや車イスのための通路確保など具体的な工夫が見 ・しかし、「施設内の案内表示のわかりやすさ」につ 組みを行った。 られ、評価できる。 いては、他の項目に比べ満足度が低いため、更なる改 |善の取組みを行うべきである。 ≪主な取組み事例≫ ・プライバシーの確保に常に重点を置いた施設が望ま ・支部窓口の案内について、お客様が見やす い(わかりやすい)場所に看板等を設置や納れる。 入告知書への同封物チラシ及びホームページ ・昨年度より4.5ポイント上昇したことは高く評価 等に掲載し周知広報した。 できるが、施設利用の項目だけが田の項目より満足度 ・窓口と執務室をパーティションで区切るこ┃が低いことに留意する必要がある。さらなる改善が望 とにより、お客様のプライバシーを確保しまれる。 ・健保法が変わった時にお客様への理解を速く且つ確し ・窓口スペースを拡張し、待合スペースの通 路を広く取りベビーカーや車いすが通りやす実に把握して頂くかですね。 いよう改修した。 ・前年度に比較して満足度はあがっている。 窓口内外の掲示物の責任者を明確にし掲示 物・掲示期限などの管理を徹底することに ・自己評価に記載がある各種取り組みが寄与している し、常に整理整頓が維持されるようになっ 可能性が考えられる。 た。

(1)特定健康診査の実施

|特定健康診査実施率

【評価の視点】

適切な広報等とともに、加入者 の家族の受診券の交付手続きを簡 素化する取組みを全国展開するな どして、加入者への定着を進める など、特定健康診査の実施促進を 図ったか。

被保険者 45%

被扶養者 55%

<事業報告(概要)>

【被保険者】40.9%(21年度38.3%:前年度対比+2.6ポイント)(実施件数4,567,350人、対前年度+327.426人)

〇平成22年度の40歳以上の被保険者の健診受診率は、40.9%となっており、平成20年度からの2年間で+5ポイントの伸びとなっている。

目標の45%には及ばなかったものの、平成21年度の受診率38.3%と比較すると、2.6ポイント、327.426人の増加となっており、全支部で前年度実施率を上回った。

〇平成22年度においては、受診者の受け入れ体制の拡大と利便性の向上を図るため、対前年155か所増の健診機関と契約を締結し、全国、2,620か所の健診機関で実施し

○また、平成23年度予算編成過程において、健診実施率(被保険者、被扶養者、事業主健診データ取得)の一層の促進を図るため、受診勧奨や受診促進に特化した経費とし て「受診勧奨対策経費」を新たに確保し、平成23年度の事業推進を図った。

【被扶養者】13.1%(21年度12.2%:前年度対比+0.9ポイント)(実施件数536,665人、対前年度+35,122人)

○平成22年度の40歳以上の被扶養者の健診受診率は、13.1%となっており、平成21年度の受診率12.2%と比較すると、0.9ポイント、35,122人の増加となっているが、目標 の55%を大きく下回った。

〇平成22年度においては、受診しやすい環境を整えるため、他の保険者と共同しての地域の健診機関等との契約(集合契約B)に加え、健診機関の全国組織6団体との契約(集 ||合契約A)を締結した。(約2,200機関)

□○また、受診率向上や加入者の利便性向上を図るために、市町村が実施するがん検診が同時に受けられるように、他の保険者や市町村との連携強化に努めた。 更に、平成22年度からは、全支部で受診券申請書の提出を省略し、直接事業主に受診券を送付する方式を取り入れた。

<自己評価>

【被保険者】

被保険者の健診実施率については、健診機関に も協力をお願いし、支部幹部が中心となり事業所 を直接訪問するなど支部の積極的な取組により、 平成22年度は40%を超え、目標の45%には及ばな かったものの、着実に目標に近づいているものと 考えている。

【被扶養者】

〇被扶養者の健診実施率については、がん検診 との同時実施の推進や、健診機関の増を図るほ か、平成22年度においては、全支部で受診券申請 書の提出を省略し、直接事業主に受診券を送付等 により、前年度比0.9ポイント増加した。

〇手続きを簡素化したにも拘らず、大幅な実施 率の増には結び付かなかった要因としては、平成 20年度から始まった特定健診制度が未だ十分に定 着していないことや検査項目にがん検診の項目が 含まれないことから健診内容に魅力が不足してい ることなどの理由が考えられるが、引き続き制度 の周知やがん検診との同時実施により努力してい

〇被扶養者への働きかけは、事業主、被保険者 を通じて行われるため、十分な周知が図られず、 被扶養者が知らないケースが相当数あると考えら れることから、受診券を自宅に直接送付する方式 を一部の支部で取り組んでおり、この成果を見な がらより効果的な実施に繋げていきたい。

く委員ご意見>

・被保険者の検診実施率45%には、達成できなかったものの、前年から改善し40%台まで来 ていることは評価できる。しかし、被扶養者の検診率は、前年より改善したとは言え、目標┃ 55%からは、大きく下回っている。

しが示されている中で、将来の医療費抑制の努力をより一層示すことが求められる。組織体 制の見直し、受診券の自宅への直送などの取り組みについては評価するとともに、さらなる ことから、更なる積極的な取り組みをされたい。 積極的な取り組みに期待したい。

・中小企業や個人事業所などは、健診のため労働時間を割くことが比較的困難な面もある。 前年も述べたが、磁気カードを(受診の履歴を記録)発行するなど、地道な活動が望まれ る。PSA検診等、簡単に採血で判定できる項目は、実施科目に入っているのだろうか。

被保険者、被扶養者とも前年度を上回っていることは評価できるが、目標値には達してい ない。とくに被扶養者の実施率が低いことに対して、目標値と照らしてその達成が実現可能 ていることから、更なる取り組みをされたい。 なのかどうか、検討してみることが必要なように思われる。

東京の場合は、各自で受診通知があり事業主に対して(50名以上社員)産業医が協力して 頂いていますが、少数企業対策を考えなければならない。

版体にも」 被保険者の健診実施率は平成20年度から増加している。

・事業主が無数に点在する構造を背景に、「受診100運動」など事業所への支部の積極的な 取り組みは評価できる。

さらなる受診の促進策の検討にあたっては、(1)受診した者で継続して受診してない場 合が多い、(2)まったく受診しない者が多い、の状況を把握したい。(1)に対しては健 診結果を丁寧に返すことで次年度の継続受診を促す、(2)の状況下には健診機関数の増加 (既に実施済み)、若年からの啓発、節目健診の導入などが施策として有効となる。

・若年から肥満およびメタボリスクが高い男性の割合が高い被保険者に対して、女性の割合 が多い被扶養者では女性の特性に応じた受診促進策が重要。

・若年層で罹患率が高いがん検診との同時実施は評価できる。一方、壮年層については動脈 硬化リスクが男性同様に高まることから経年で健康状況をみることを意識してもらうなど、 年代の特性に応じた啓発を行うことも大切。

<最終評価>

C

被保険者の特定健康診査実施率の実績は、 「40.9%」であり、前年度から2.6ポイント向上して なお、保険料の2年連続の引き上げが行われ、2012年度も引き上げが必要となるとの見通しいる。しかし、目標実施率「45%」には届かなかった

> 被扶養者の特定健康診査実施率の実績は、 「13.1%」であり、前年度から0.9ポイント向上して いる。しかし、目標実施率「55%」には大きく下回っ

> ・また、被扶養者については、女性の比率が高いの で、年齢・性別の特性に応じた着実な受診促進策を検 討されたい。

I 22年度目標指標 評価等 (2) 事業主健康診断の実施 <事業報告(概要)> |事業主健康診断のデータの取込率 20% 事業者健診データの取得1,2%(21年度0,2%、対前年度比+1,0ポイント)(取得件数:131,024件、対前年度+103,444件) (〇目標(20%)を大きく下回っているものの、平成22年度の事業主健診データの取得率は、1.2%となっており、平成21年度と比べて1.0ポイント増加した。取得件数は 【評価の視点】 131,024件で、対前年103,444件の増であった。 事業所に対する意識啓発及び特 〇事業主健診データ取得率向上に向けた取組みとして、加入事業所のうち一定規模の事業所を優先して、支部幹部が中心となり事業所を訪問し、制度の仕組みや参酌標準 定健康診査との共通検査データを 等について丁寧に説明を行っている。併せて以下の取組みを行っている。 ・国の定めた電子的様式であるXML形式データの生成手数料単価を平成22年4月から増額(105円から210円へ)させた。また、10月にはCSV形式データでも取得できる 保険者として取得する方法を工夫 システム改修を実施し、併せてCSV形式データを作成するためのExcelツールをホームページで提供した。 するなどにより、特定健康診査実 ・各支部の創意工夫による取組みを掲示板を活用し全支部で情報の共有を図り、効果的な事業推進に努めた。 施率の向上を図ることができたか。 ・平成22年度に実施した「事業所健康度診断」を活用した事業所への受診等の勧奨について、平成23年度においてはパイロット事業として事業拡充を目指している。 ※「事業所健康度診断」とは、健診結果と医療費から事業所のメタボ保有率、月平均医療費など、事業所の健康度を表したしたもの ||○平成22年11月15日の社会保障審議会医療保険部会に、行政機関から事業主などに改めて周知を図っていただくよう要望を行った。 □○現在、「保険者による健診・保健指導等に関する検討会」において、医療保険者への健診結果データの提供を円滑に行えるよう、行政通知を発出する方向で整理されて おり、通知発出後には、その通知を踏まえ事業所への働きかけを更に強めていく。 <自己評価> く委員ご意見> <最終評価> D 〇平成22年度においては、健診機関への協力 ・事業主健診のデータの取込率は改善したものの、依然として目標 依頼、事業所訪問による勧奨、データ生成手 ・事業主健康診断データの取り込み率は、1.2%であ を大幅に下回っている。しかし、事業主の理解を個別に求めていく

〇平成22年度においては、健診機関への協力 依頼、事業所訪問による勧奨、データ生成手 数料の引上げ等により、平成21年度実績 27,580件(0.2%)から約4.8倍の131,024件の取 得件数となっており、十分ではないものの、 一定の成果を上げてきていると考えている。

〇事業主健診データの取得が進まない要因の 一つとして、

①事業主への周知が十分ではないこと ②事業主の判断で従業員の健診データを保険 者に提供することに抵抗があり、また、仮に データ提供が行われない場合にも、それを担 保する仕組みがないこと

など、制度への理解が十分得られていないことも大きく影響しているものと思われる。

〇現在、「保険者による健診・保健指導等に 関する検討会」において、医療保険者への健 診結果データの提供を円滑に行えるよう、行 政通知を発出する方向で整理されており、通 知発出後には、その通知を踏まえ事業所への 働きかけを更に強めていく。

・事業主健診のデータの取込率は改善したものの、依然として目標を大幅に下回っている。しかし、事業主の理解を個別に求めていくことには限界がある。行政通知が出た後も、「事業所健康診断」等のパイロット事業の拡充など、事業主団体への働きかけを強化することが必要である。

・事業主と従業員との健診に対するニーズが大きく異なることが、 達成度が低い要因の一つであるとすれば、検診時に情報提供の有無 についての諾否を双方で確認することも必要であろう。

・目標値に対して実際の数値が極めて低い。実現可能な目標値の設 定が必要なのではないか。

・事業主健診は多くの問題があり、相当しっかりとした対応策を考えなくては難しいですね。

・健診データの取込に関しては件数は5倍近く増加しているが、ベースが低いため現状では目標を大きく下回っている。

・行政通知発出の働きかけや手数料単価の増額、支部による事業所 訪問といった事業所への働きかけは認められるが、さらに戦略的な 対応が必要。

・事業所ごとに健診・保健指導の受診状況などを可視化することで 事業所の意識を高めるといったことは有用と考えられる(数万単位 の事業所を抱える大規模共済組合などの事例参照)。

|・事業主健康診断データの取り込み率は、1.2%であり | り昨年を1.0%上回っているが、目標の「20%」には |大幅に下回っている。

・行政通知をきっかけとした働きかけや健診データ作成、手数料単価の増額、支部による事業所訪問といった取り組みを行ってきているが、岐阜支部のように前年度から大きく改善した例もあるので、各支部の取組みを分析し、全国の支部で共有するなどにより、全国的な底上げに取り組まれたい。

(3) 特定保健指導の実施

|特定保健指導実施率

【評価の視点】

生活習慣病のリスクに応じた行 動変容の状況や予防の効果を把握、 評価、検証し、効果的な特定保健 指導の実施促進を図ることができ たか。

被保険者 37.1%

被扶養者 32.4%

<事業報告(概要)>

- 被保険者 6.2% (21年度4.8%、対前年度比+1.4ポイント) (初回面談者数:139.892人、対前年度+12.800人) (6ヶ月後評価者数:61.443人、対前年度+17.003人) ・被扶養者 1.6%(21年度0.4%、対前年度比+1.2ポイント)(初回面談者数: 1.129人、対前年度 +317人)(6ヶ月後評価者数: 810人、対前年度 +586人)

〇目標を下回っているものの、平成22年度における被保険者に対する保健指導の実績は、特定保健指導の対象者数が994.126人に対し、初回面談者数が139.892人、6ヶ月後評価者数が61.443人であり、実施 率は6.2%であった。訪問事業所数は延べ99.286事業所に及んだ。平成21年度と比べて、初回面談者数が12.800人、6ヶ月後評価者数が17.003人増加した。

- ・約半数の支部で261機関に対して特定保健指導の外部委託を行った。健診当日に特定保健指導の初回面談が可能な機関と契約することが効果的であることを確認した。
- ・実施体制の強化策としてモデル的に管理栄養士の雇用を開始し、有効であるとの結論を得たため全国展開により人員不足の解消を図ることとした。
- ・パイロット事業としてITを活用した特定保健指導を実施し、一定の成果を得ることができたため積極的な活用を図ることとした。
- ・効率的に特定保健指導を行うために、支部の実情に合わせて初回面談とその後の継続支援の担当者を分けて行う方式(リレー制)を導入した。
- ・特定保健指導対象者であることを事業所に連絡する際には、本人の同意が必要となるが、同意取得の方法としてオプトアウト方式を導入し、効率化を図った。

〇その他、構造的に保険者と事業所の距離を近くすることが重要であることから、支部の幹部が率先して事業所訪問を行い、健診の受診勧奨、事業者健診データの取得及び特定保健指導の受け入れの依頼 を行うとともに、事業所側のニーズに応じて特定保健指導の対象ではない316,982人に対しても保健指導を実施した。

【被扶養者に対する保健指導】

〇平成22年度における被扶養者に対する保健指導の実績は、特定保健指導の対象者数が50,485人に対し、初回面談者数が1,129人、6ヶ月後評価者数が810人であり、実施率は1.6%であった。平成21年度と 比べて、初回面談者数が317人、6ヶ月後評価者数が586人増加したものの、目標を大きく下回った。

〇特定保健指導対象者に利用券を送付する際にはパンフレットを同封するなどの工夫や、外部委託のみの実施方法から保険者自らも実施できるよう環境整備を進めた。

く自己評価>

〇目標を下回っているが、平成22年度は外部 委託を本格的に導入し261機関(平成23年6月 |末では425機関)と契約を行ったことや、管 理栄養士を17名(平成23年7月末では67名) ||雇用するなどの新たな施策を実施すること |で、昨年度以上の実績を上げることができ た。協会の事業所は約8割が10人未満の企業 |であり、また健診受診者の約2割が特定保健 指導の対象であることから1事業所当たりの 対象者が非常に少ないこと、事業所の所在地 が山間部や島しょ部を含め都道府県内にくま なく所在しているため構造的に効率的な保健 指導が困難なことに加え、保健師等の指導者 数も対象者の規模に比べ極端に少ないことが 背景にあると考えられる。

|○平成23年度においても、全支部において外 |部委託の導入を推進するとともに、IT活用 などにより着実に実績を伸ばしていくことと している。

||○また、特定保健指導のために事業所訪問し た際には、対象者のみならず、事業所全体の |健康を意識した集団アプローチをすること| で、保険者と事業所が身近な関係となるよう ||努力した。

<委員ご意見>

特定保健指導の実施率は、前年より、被保険者も被扶養者も向上してい るものの、依然として目標を大幅に下回っている。保健指導の実施には事 業主の理解が重要であることから、事業主団体への働きかけに今まで以上 に取り組むべきである。

被扶養者の実施率は、いまだ1%台(1.6%)と、極めて低いため、抜 本的な見直しが必要である。

目標値に向けて改善効果が出ている。外部委託についての効果をきちん と検証しておく必要がある。IT世代が多くなっており、協会の手を介在す ることなく、大いに特定保健指導の効果を上げるべきである。新たな取り 組みとして、パイロット事業としてIT活用した特定保健指導について、費 性に応じた対策をとることにより保健事業への関心を 用対効果について十分検討のうえ促進すべきである。

- ・昨年度の実施率を上回っていることは評価できるが、目標値に比して現 実の実施率が低すぎる。これについても時限可能性を検討する必要がある と思われる。
- ・外部委託を拡大し、協会の負担を少なくした打開策を考慮する事です ね。
- ・特定保健指導に関しては初回面談者数および6か月後評価者数はいずれ も増加しているが、ベースが低いため現状では目標を大きく下回ってい
- ・健診当日の面接やITの活用、リレー制の導入など参加者を増やし、効率 ▇的な運営につなげる施策は評価できるが、さらに戦略的な対応が必要。
- ・事業所側のニーズに応じたサービス提供は協会健保の保健事業を活用す るきっかけになり得ることから、各支部の禁煙キャンペーン支援、健康出 前セミナーなどの特定保健指導以外の取り組みも評価できる。
- ・今後は都道府県ごとの被保険者の健康特性を捉え、特性に応じた対策を とることは支部の保健事業への関心を高めると考えられる。

<最終評価>

D

- 特定保健指導の実施率については、被保険者6.2% (前年度比1.4ポイント増)及び被扶養者1.6%(前年 度比1.2ポイント増)であるが、目標を大幅に下回っ ている。保健指導の実施には事業主の理解が必要であ り事業主への働きかけに今まで以上に取り組むべきで ある。
- 都道府県ごとの被保険者の健康特性を捉え、その特 高めるなどの工夫を検討すべきである。

(4) 保健指導の効果

メタボリックシンドローム該当者及び 予備群の減少率

【評価の視点】

保健指導や生活習慣の改善が継 続されるよう、事業の実施方法の 改善を図ることができたか。

<事業報告(概要)>

(24年度に

年度) 10%減

おいて対20 1 (①メタボリックシンドロームの該当者及び予備群の減少率(対20年度) 0.3ポイント増加 メタボリックシンドロームの該当者及び予備群は、平成20年度は12.9%、平成22年度は13.2%と0.3ポイント増加となった。

②生活習慣病予防健診検査項目別指導区分の改善状況(対21年度)

各検査項目の指導区分の割合は大きな変化が見られないが、「要治療・要精密検査」の者が血圧-0.08ポイント、脂質-0.74ポイント、肝機能-0.02ポイント、 血糖-0.18ポイントといずれも減少傾向である。

+0.8ポイント※

〇生活習慣病予防健診検査項目別指導区分の改善状況 (対21年度)

		異常を認めず	要注意• 要経過観察	要治療・ 要精密検査
ſ	血圧	-0.51ポイント	0.05ポイント	-0.08ポイント
	脂質	0.56ポイント	-0.41ポイント	-0.74ポイント
ſ	肝機能	0.12ポイント	-0.03ポイント	-0.02ポイント
	血糖	-0.86ポイント	0.88ポイント	-0.18ポイント

(参考)平成22年度生活習慣病予防健診検査項目別指導区分の割合

	田尚ナ訊なず	要注意・	要治療・	公庙市	
	異常を認めず	要経過観察	要精密検査	治療中	
血圧	68.8%	15.8%	4.7%	10.6%	
脂質	37.1%	41.0%	17.1%	4.8%	
肝機能	67.7%	21.9%	9.8%	0.7%	
血糖	78.8%	12.3%	5.7%	3.2%	

③生活習慣に関する問診に「はい」と答えた者の割合の減少率(対21年度) -0.3ポイント※

-1.6ポイント※

- a)喫煙している者
- b) 1日1時間以上の歩行または同等の身体活動をしている者
- c) 食べる速度が速い者 +0.7ポイント
- d)毎日飲酒する者
- e) 1日当たりの飲酒量が2合以上の者 -0.1ポイント※

※は21年度に比べて改善した項目

<自己評価>

〇平成22年度においては、事業者健診データの取得分 も含め約470万人の被保険者が特定健康診査を受診 者に該当し、この中で実際に特定保健指導を受けた方 は約6万人(6.2%)であった。

特定保健指導を受けた方は、特定健診を受診した方 のわずか1.3%に過ぎないため、保健指導の効果が見 えにくい。

〇改善率が低迷している理由として、協会けんぽの適 用事業所は規模が小さく、事業所単位で健康づくりに 取り組む機会が少ないことによるものと考えている。 このため、協会としては、

)事業主に対する健康活動の理解促進

②健康保険委員を活用した事業所ぐるみの健康づくり ③市町村や他保険者等と連携したポピュレーションア プローチ

といった取り組みを拡大していくことで、生活習慣の 改善につなげていきたいと考えている。

に事業所訪問した際には、対象者のみならず、医療機 関への受診が必要な方に対して受診をお勧めするとと もに、生活習慣の改善に関する指導を行っており、平 成22年度は約32万件の保健指導を行った。その結果 が、要治療・要精密検査の指導区分等の改善につな がっていると考えている。

〇また、「事業所健康度診断」等を活用した事業所全 体の健康を意識した集団アプローチをすることで、保 険者と事業所が身近な関係となるよう努力した。

く委員ご意見>

・メタボリックシンドローム該当者及び予備軍の比率は、20年度から24年 し、そのうち約99万人(21.2%)が特定保健指導対象 ┃度に10%減の目標となっているが、22年度は前年にく比べ、逆に僅かであ るが0.3%増加している。 ・従業員に対する健康意識の醸成をはかるた 強化が必要である。

> 論、事業者にとっても休業者の低下によって有効な手段である旨のPRを実 施することも検討されたい。

関して、協会けんぽがどのように関与していくのか、対応策を考える必要 があると思われる。

・人誰もが健康で生きたいと願っています。あまり強制的に法とかで指導 するのではなく、健康であることの大切さを幼いときから教育することで すね。

・メタボリックシンドローム該当者及び予備群は対20年度で0.3ポイント ○健康に対する意識付けとして、特定保健指導のため『増加しており、検査項目別では血糖がリスク者が増加傾向にある。

> ・高リスク者(要治療・要精密検査)に関しては医療機関への受診勧奨が 進み、その割合はやや減少している。

> ・メタボ、高血糖者の増加への対策に関しては、(1)毎年健診を受けて いるひとが悪化しているのか、(2)新規に健診を受診したひとがリスク 者であるのか、その構造を捉えることが重要。(1)に対しては健診を受 ける前のキャンペーン(昨年の健診結果で意識づけしながら直前での改善 【を促す)が有効であり、(2)は受診直後のフォローが大切になる。

<最終評価>

D

・メタボ該当者及び予備群の減少率については、平成 |22年度は13.2%であり、平成20年度から0.3%向上し め、特定健診と保健指導の必要性について、事業主団体等への働きかけの ている。 達成率が低いこともあり、従業員に対する健 |康意識の醸成を図るため、特定健診と保健指導の必要 ・特定健康診査の受診と、特定保健指導によって被保険者の健康改善は勿 |性について、事業主等への働きかけが必要である。

・加入者個人ごとの健診、指導、診療等にわたるデー ・メタボリックシンドロームの該当者および予備軍の数値目標の達成率に **タベースを構築し、経年推移を把握できる仕組みとす**

(4) 保健指導の効果

|生活習慣病予防健診検査項目別指導区 |21年度の状 分の改善状況

【評価の視点】

保健指導や生活習慣の改善が継 続されるよう、事業の実施方法の 改善を図ることができたか。

<事業報告(概要)>

況より改善 ■①メタボリックシンドロームの該当者及び予備群の減少率(対20年度) 0.3ポイント増加 メタボリックシンドロームの該当者及び予備群は、平成20年度は12.9%、平成22年度は13.2%と0.3ポイント増加となった。

②生活習慣病予防健診検査項目別指導区分の改善状況 (対21年度)

各検査項目の指導区分の割合は大きな変化が見られないが、「要治療・要精密検査」の者が血圧-0.08ポイント、脂質-0.74ポイント、肝機能-0.02ポイント、 血糖-0.18ポイントといずれも減少傾向である。

+0.8ポイント※

〇生活習慣病予防健診検査項目別指導区分の改善状況(対21年度)

_							
		異常を認めず	要注意• 要経過観察	要治療・ 要精密検査			
	血圧	-0.51ポイント	0.05ポイント	-0.08ポイント			
	脂質	0.56ポイント	-0.41ポイント	-0.74ポイント			
	肝機能	0.12ポイント	-0.03ポイント	-0.02ポイント			
	血糖	-0.86ポイント	0.88ポイント	-0.18ポイント			

(参考)平成22年度生活習慣病予防健診検査項目別指導区分の割合

	異常を認めず	要注意・	要治療▪	公康市
	大市で心のグラ	要経過観察	要精密検査	治療中
血圧	68.8%	15.8%	4.7%	10.6%
脂質	37.1%	41.0%	17.1%	4.8%
肝機能	67.7%	21.9%	9.8%	0.7%
血糖	78.8%	12.3%	5.7%	3.2%

③生活習慣に関する問診に「はい」と答えた者の割合の減少率(対21年度) -0.3ポイント※

- a)喫煙している者
- b) 1日1時間以上の歩行または同等の身体活動をしている者
- c) 食べる速度が速い者 +0.7ポイント
- d)毎日飲酒する者 -1.6ポイント※
- e) 1日当たりの飲酒量が2合以上の者 -0.1ポイント※

※は21年度に比べて改善した項目

<自己評価>

〇平成22年度においては、事業者健診データの取得分 も含め約470万人の被保険者が特定健康診査を受診 し、そのうち約99万人(21.2%)が特定保健指導対象 は約6万人(6.2%)であった。

特定保健指導を受けた方は、特定健診を受診した方 のわずか1.3%に過ぎないため、保健指導の効果が見 えにくい。

〇改善率が低迷している理由として、協会けんぽの適 用事業所は規模が小さく、事業所単位で健康づくりに 取り組む機会が少ないことによるものと考えている。 このため、協会としては、

①事業主に対する健康活動の理解促進

②健康保険委員を活用した事業所ぐるみの健康づくり ③市町村や他保険者等と連携したポピュレーションア プローチ

といった取り組みを拡大していくことで、生活習慣の 改善につなげていきたいと考えている。

〇健康に対する意識付けとして、特定保健指導のため に事業所訪問した際には、対象者のみならず、医療機 関への受診が必要な方に対して受診をお勧めするとと もに、生活習慣の改善に関する指導を行っており、平 成22年度は約32万件の保健指導を行った。その結果 が、要治療・要精密検査の指導区分等の改善につな がっていると考えている。

〇また、「事業所健康度診断」等を活用した事業所全 体の健康を意識した集団アプローチをすることで、保 険者と事業所が身近な関係となるよう努力した。

く委員ご意見>

- 生活習慣病予防健診結果項目別指導区分で明確な改・生活習慣病予防健診検査項目別指導区分において、 血圧や脂質などで若干の改善が見られる。特定健診の|が増加している。 受診率の引き上げと従業員に対する健康意識の醸成を はかるため、事業主団体への働きかけの強化が必要で ある。
 - 地道な努力を続けていただきたい。
 - ・前記項目のコメントと同じ。
 - 学校指導の強化。
 - 検査項目別では脂質、肝機能が改善し、血糖、血圧 のリスク者が増加している。
 - ・高リスク者(要治療・要精密検査)に関しては医療 機関への受診勧奨が進み、その割合はやや減少してい
 - ・今後は検査項目別だけでなく、健康状況の総合的な 把握とリスク者が増加している要因への対応が重要で ある。

<最終評価>

【再掲】

- ・今後は健康状況の総合的な把握とリスク者が増加し ている要因への対応が重要であり、検討を図る必要が ある。

(4) 保健指導の効果

|生活習慣病(問診票区分)の改善度|

【評価の視点】

保健指導や生活習慣の改善が継 続されるよう、事業の実施方法の 改善を図ることができたか。

<事業報告(概要)>

21年度の状

| 況より改善 ||①メタボリックシンドロームの該当者及び予備群の減少率(対20年度) 0.3ポイント増加 メタボリックシンドロームの該当者及び予備群は、平成20年度は12.9%、平成22年度は13.2%と0.3ポイント増加となった。

②生活習慣病予防健診検査項目別指導区分の改善状況(対21年度)

各検査項目の指導区分の割合は大きな変化が見られないが、「要治療・要精密検査」の者が血圧-0.08ポイント、脂質-0.74ポイント、肝機能-0.02ポイント、 血糖-0.18ポイントといずれも減少傾向である。

+0.8ポイント※

〇生活習慣病予防健診検査項目別指導区分の改善状況(対21年度)

_						
		異常を認めず	要注意• 要経過観察	要治療・ 要精密検査		
	血圧	-0.51ポイント	0.05ポイント	-0.08ポイント		
	脂質	0.56ポイント	-0.41ポイント	-0.74ポイント		
	肝機能	0.12ポイント	-0.03ポイント	-0.02ポイント		
	血糖	-0.86ポイント	0.88ポイント	-0.18ポイント		

(参考)平成22年度生活習慣病予防健診検査項目別指導区分の割合

	田尚ナ訊なず	要注意・	要治療・	公庙中	
	異常を認めず	要経過観察	要精密検査	治療中	
血圧	68.8%	15.8%	4.7%	10.6%	
脂質	37.1%	41.0%	17.1%	4.8%	
肝機能	67.7%	21.9%	9.8%	0.7%	
血糖	78.8%	12.3%	5.7%	3.2%	

③生活習慣に関する問診に「はい」と答えた者の割合の減少率(対21年度) -0.3ポイント※

-1.6ポイント※

- a)喫煙している者
- b) 1日1時間以上の歩行または同等の身体活動をしている者
- c) 食べる速度が速い者 +0.7ポイント
- d)毎日飲酒する者
- e) 1日当たりの飲酒量が2合以上の者 -0.1ポイント※

※は21年度に比べて改善した項目

<自己評価>

〇平成22年度においては、事業者健診データの取得分 も含め約470万人の被保険者が特定健康診査を受診 し、そのうち約99万人(21.2%)が特定保健指導対象 は約6万人(6.2%)であった。

特定保健指導を受けた方は、特定健診を受診した方 のわずか1.3%に過ぎないため、保健指導の効果が見 えにくい。

〇改善率が低迷している理由として、協会けんぽの適 用事業所は規模が小さく、事業所単位で健康づくりに 取り組む機会が少ないことによるものと考えている。┃働きかけの強化が必要である。 このため、協会としては、

①事業主に対する健康活動の理解促進

③市町村や他保険者等と連携したポピュレーションア 【し、。 プローチ

といった取り組みを拡大していくことで、生活習慣の 改善につなげていきたいと考えている。

〇健康に対する意識付けとして、特定保健指導のため に事業所訪問した際には、対象者のみならず、医療機 関への受診が必要な方に対して受診をお勧めするとと もに、生活習慣の改善に関する指導を行っており、平 成22年度は約32万件の保健指導を行った。その結果 が、要治療・要精密検査の指導区分等の改善につな がっていると考えている。

Oまた、「事業所健康度診断」等を活用した事業所全 体の健康を意識した集団アプローチをすることで、保 険者と事業所が身近な関係となるよう努力した。

く委員ご意見>

・問診票区分で明確な改善状況は表れなかったもの 少、「1日1時間以上の身体活動をしている者」の増加|活動している者」の向上により、改善が見られた。 などが見られる点は評価できる。

|対する健康意識の醸成をはかるため、事業主団体への |る。

- ②サネュにスタラの性球児剥の住所に埋 ②健康保険委員を活用した事業所ぐるみの健康づくり ・ あらゆる面から地道な努力と方策を検討して下さ
 - ・②の項目のコメントと同じ。
 - ・協会の自己評価と同意見。
 - 問診票区分ではやや改善がみられる。
 - 今後は問診票区分だけでなく、健康状況と合わせて 経年推移を把握し、施策立案に活用していく。

<最終評価>

C

【再掲】

・問診票区分では「喫煙している者」「毎日飲酒する

今後は問診票区分だけでなく、健康状況と合わせて 引き続き、特定健診の受診率の引き上げと従業員に 経年推移を把握し、施策立案に活用していく必要があ

(1)レセプト点検効果額

|被保険者1人当たり資格点検効果額

【評価の視点】

システムにより点検できるレセ プト(診療報酬明細書)の範囲や 項目を大幅に拡充し、点検業務を 充実強化する取組みを行ったか。

また、各支部の点検効果向上に 向けた改善、査定事例の共有化、 研修の充実、点検員の勤務成績に 応じた評価の導入等により、点検 技術の全国的な底上げを図り、点 検効果額を引上げることができた か。

<事業報告(概要)> 21年度実績

を上回る

|被保険者1人当たり資格点検効果額:2.478円(前年度実績2.222円)

〇資格点検は、保険診療時における協会けんぽ加入者の資格を有しているレセプトかどうかの点検を実施しており、レセプトの基本情報(健康保険 |被保険者証の記号番号、診療月等)と加入者記録との突合や、保険医療機関等や受診者に対する照会の回答によって、療養の給付費の取消決定並び に返還決定等の業務も併せて実施している。

〇平成22年度は、社会保険診療報酬支払基金から届く電子レセプトの再審査請求について、オンラインで再審査請求を実施できるよう、システム |改修を行ったことにより、資格点検の効率化を図ることができ、被保険者1人当たり資格点検効果額は2.478円と平成21年度実績の2.22 2円を上回った。

<自己評価>

平成22年度の被保険者1人当たり 資格点検効果額は、2,478円と平 成21年度実績2、222円を上回っ

平成22年度は、社会保険診療報酬 支払基金から届く電子レセプトの再審 査請求について、オンラインで再審査 請求を実施できるよう、システム改修 |を行ったことにより、資格点検の効率| 化を図ることができた。

平成23年度は、社会保険診療報酬 支払基金と連携し、レセプトを受領す る前に、資格情報の突合を行い、早期 に医療機関ヘレセプトを返戻する事業 を予定している。

く委員ご意見>

- ・一人当たり資格点検効果額は前年度を上回っている。・資格点検においては、保険診療時における加入者資 ことは評価できる。なお、23年度実施の事業(支払基格の有無を医療機関に確認(22年度照会件数 739,583 金との連携により、レセプト受領前に資格情報の突合

 |件)する点検を実施している。 を行い、医療機関に返戻する)の効果に期待したい。
- ・健康保険財政がますます悪化する中で、特定な医療り、前年度を256円上回っている。 機関の悪質な請求や被保険者からの不正申請について 【は、根絶する体制作りが必要。レセプト点検者には、 |点検の実効性を上げる医療知識や、医薬品の知識を十 |分研修させるべきである。
- ・目標値を達成したことは高く評価できる。
- ・協会の努力だけでは難しいと思うが、ある程度長期 的に実行。
- 前年度に比較して資格点検効果額はあがっており、 |目標を達成している。

く最終評価>

В

被保険者一人当たり資格点検効果額は2.478円であ

(1)レセプト点検効果額

(2)

被保険者1人当たり内容点検効果額

【評価の視点】

システムにより点検できるレセ プト(診療報酬明細書)の範囲や 項目を大幅に拡充し、点検業務を 充実強化する取組みを行ったか。

また、各支部の点検効果向上に向けた改善、査定事例の共有化、研修の充実、点検員の勤務成績に応じた評価の導入等により、点検技術の全国的な底上げを図り、点検効果額を引上げることができたか。

||<事業 | 21年度実績 ||

を15%以上 上回る |<事業報告(概要)>

||被保険者1人当たり内容点検効果額:872円(前年度実績786円(約11%上回る))

〇レセプトは社会保険診療報酬支払基金で審査されているが、支払基金において審査されていない事項等については保険者である協会が点検を行 い、医療費の適正化を図っている。平成22年度の被保険者1人当たり内容点検効果額は872円と平成21年度実績786円を上回った。

〇平成22年度は、社会保険診療報酬支払基金から届く電子レセプトの再審査請求について、オンラインで再審査請求を実施できるよう、システム 改修を行ったことにより、内容点検の効率化を図ることができた。

〇また、効果的なレセプト点検を推進するため、疑義のあるレセプトを自動的に抽出し点検できるレセプトの範囲や項目を拡充するなど点検業務の 充実強化を図った。

〇これに加え、レセプト点検に係る知識・技術を習得するための研修を実施したほか、査定事例研究等討論会の開催による近隣支部の情報や、支部 からの照会事例、支払基金支部の審査格差による支部間差異の情報など、様々な点検情報の共有化を図り、点検技術の全国的な底上げを図った。

■○さらに、レセプト点検を専門に行うレセプト点検員に対し、意欲向上等を目的として勤務成績に応じた実績評価方式を導入した。

<自己評価>

平成22年度の被保険者1人当たり 内容点検効果額は、872円と平成2 1年度実績786円を約11%上回 り、目標に到達しなかったものの、前 年度より効果額を増加させた。なお、 平成20年10月の協会設立以降着実 に上昇を続けている。

平成23年度は平成22年度の実績 を上回る目標を設定してるため、内容 点検の効果向上を図ることを目的とし た研修等を実施するとともに、各支部 に具体的な目標値及び行動計画の策定 と実行を求め、引き続き医療費適正化 効果をさらに上げていきたいと考えて いる。

く委員ご意見>

- ・一人当たり内容点検の効果額は、目標の前年度実績の15%以上には届かなかったものの、前年度を11%上回り、大きな成果が出た。なお、レセプト点検員への業績評価方式の導入が行われたが、同方式の導入がもたらした効果について検証することが必要と考える。
- ・レセプト点検事務の一定の割合までは外部委託した方が、 経済性があると思う。
- ・昨年度より実績が上がったことは評価できる。被保険者 1 人あたりの金額と照らして、点検コストとのバランスはどう か。
- ・レセプト点検は東京支部での点検内容を見学させていただきましたが、大変な業務であり、携わる人の心苦労が分かりました。
- 東京支部だけですが、もう少し勤務環境を考えてやった方が意欲が大きくなると思いました。
- ・前年度に比較して内容点検効果額はあがっているが、目標の15%には至らなかった。
- ・内容点検に関してはノウハウ共有が必要であり、現在の研修や自動抽出機能の導入に加え、今後も知識・技術のシステム化が重要である。

く最終評価>

В

- ・被保険者一人当たり内容点検の効果額は、目標の前年度実績の15%以上には届かなかったが、前年度を上回る成果が出たことは評価できる。
- ・しかし、支部間の差(約10倍)が大きいので、低調 な支部の点検技術の底上げに取り組まれたい。
- ・レセプト点検員への業績評価方式の導入が行われた が、同方式の導入がもたらした効果について検証する 必要がある。
- ・なお、内容点検に関してはノウハウ共有が必要であり、現在の研修や自動抽出機能の導入に加え、今後も 知識・技術のシステム化が重要である。

(1)レセプト点検効果額

|被保険者1人当たり外傷点検効果額

【評価の視点】

システムにより点検できるレセ プト (診療報酬明細書) の範囲や 項目を大幅に拡充し、点検業務を 充実強化する取組みを行ったか。

また、各支部の点検効果向上に 向けた改善、査定事例の共有化、 研修の充実、点検員の勤務成績に 応じた評価の導入等により、点検 技術の全国的な底上げを図り、点 検効果額を引上げることができた か。

21年度実績

を20%以上

上回る

<事業報告(概要)>

|被保険者1人当たり外傷点検効果額:377円(前年度実績382円(1%強下回る))

〇外傷点検は、第三者行為等による事故、業務上及び通勤災害の診療によるレセプトかどうかの点検を実施している。レセプトに記載されている傷 病名から事故等が原因ではないかと疑われる受診者を特定し、負傷原因について照会を行い、その回答によって、業務上・通勤災害であれば療養の 給付費の取消並びに返還決定したり、第三者行為等であれば求償業務を実施している。平成22年度の被保険者1人当たり外傷点検効果額は377 ||円と平成21年度実績382円を1%強下回った。

<自己評価>

平成22年度の被保険者1人当たり 外傷点検効果額は377円と平成21 年度実績382円を1%強下回った。

これは、平成22年の交通事故の発 生件数・負傷者数が対前年比で減少し ていることに伴い、第三者行為に起因 する高額な医療給付の事例の減少とい う外的要因によるものと考えている。

平成23年度は平成22年度の実績 を上回る目標を設定してるため、レセ プト点検全体の業務効率化を図ること により、外傷点検に注力し、医療費適 |正化効果をさらに上げてまいりたいと | 考えている。

く委員ご意見>

- ・一人当たり外傷点検効果額は前年度実績を下回り、 |前年度実績を20%以上上回るとする目標からは大きく|下回り、目標からも大きく下回っている。 【下回ることとなった。しかし、交通事故件数の減少と |高額な給付の減少といった理由が説明されていること| から、やむを得ないものと考える。
- ・レセプト点検担当者のレベル向上の施策が望まれ **【**る。又、レセプト事務は、請求医療機関に直接入力さ 【せ、協会はコンピュータ上で異常値を点検し、点検員】 【がそれをチェックする方式にしたら如何でしょうか。
- ・前記項目のコメントと同じ。
- ・努力を願う。
- 外傷点検効果額は前年度を下回った。

<最終評価>

C

- 被保険者一人当たり外傷点検効果額は前年度実績を
- ・低調な要因を「交通事故の減少」としているが、外 部の要素により影響が生じやすいものであるならば 「前年度実績を20%以上上回る」という目標の設定方 法を改善すべきである。

(2) ジェネリック医薬品の使用促進

ジェネリック医薬品使用割合

【評価の視点】

平成22年度診療報酬改定によ るジェネリック医薬品(後発医薬 品) の選択をより容易にする仕組 みの導入を踏まえつつ、加入者の 視点から、ジェネリック医薬品の 使用を促進するための方策を進め ることができたか。特に、生活習 **慣病に重点を置き、ジェネリック** 医薬品に切り替えた場合の自己負 担額の削減効果等を通知するサー ビスの全国展開の定着に係る取組 み等を行ったか。

使用割合の

年度の3倍

に増加

<事業報告(概要)>

|伸び率を21||平成22年度の使用割合実績値22.6%(平成20年度17.3%、平成21年度18.2%、平成22年度は目標指標値20.9%を上回る。)

- 〇 ジェネリック医薬品軽減額通知については、21年度から全国の支部で実施し、1ヶ月あたり約5億8,000万円、単純に1年間に推計すると年間約70億円程度の財 ||政効果があり、22年度においてもこの成果を踏まえ、前回通知した加入者とは別に、対象を35歳以上に拡大し、22年11月から23年1月までの間に、約55万人の加 入者への通知を実施し、これによる医療費の軽減額は1ヶ月あたり約1億4,000万円となり、年間額を推計すると前記約70億円とは別に年間約16.8億円程度の財政 効果が4.7億円の事業費で得られるものと考えている。
- 〇 22年度は「希望カード」に加えて、保険証やお薬手帳に貼付してジェネリック医薬品の希望を伝えやすくする「希望シール」を作成し、軽減額通知や健康保 ||険証送付時に同封し、支部窓口等で配布を行った(360万枚)。また、ジェネリック医薬品の使用促進ポスターを作成し、支部を通じて事業所や保険薬局などに ■配布した(約4万枚)。
- 22年10月には健康保険組合連合会との共催により「ジェネリック医薬品の使用促進に関するセミナー」を開催し、各保険者や加入者に向けて、協会としての ||使用促進の取組みについて情報発信を行った。
- |○ 全国44都道府県(国の委託事業以外の2つを含む)に設置されている後発医薬品使用促進協議会には、23年9月現在、協会から19支部が参加しており、22年 10月時点の11支部から増加している。

く自己評価>

く委員ご意見>

<最終評価>

В

設定された平成22年度目標指標の値 (20.9%) に対して、実績値は22.6% (22年7月~23年1月の平均)とな り、目標を上回ることができた。

- |値である20.9% (21年度+2.7%) よりも1.7%上回っ|度に新たな対象に実施した軽減額通知の財政効果も年 |ている。「伸び率では21年度の4.9倍」となり評価で |間16.8億円程度ある。 きる。
- リック医薬品の使用を促進すべきである。医療機関に|使用促進を進められたい。 |働きかけて、医薬品によっては、ジェネリック医薬品| |のみに指定することはできないものだろうか。
- ・ジェネリック医薬品の使用割合については、保険者 |の寄与する度合いがどの程度なのか不明であり、目標| 設定値を上回ったことへの貢献度の評価は難しい。
- ・ジェネリック医薬品使用は大変効果のあることで |す。良い数字が出ることを期待しています。
- ・ジェネリック医薬品使用割合は目標を上回った。

・目標が、ジェネリック使用割合の「伸び率が21年度」・ジェネリック医薬品使用割合実績値は、22.6%であ (0.9%) の3倍」となっており、使用実績割合の目標 り、目標「20.9%」を1.7ポイント上回り、平成22年

引き続き他保険者や地域団体等との連携による取組 ・健康保険財政建て直しの一環としても大いにジェネーみを着実に行いながら、ジェネリック医薬品の一層の

Ⅱ 22年度検証指標 評価等 (1) 各種サービスの利用状況 <事業報告(概要)> インターネットによる医療費通知の利用割合 医療費情報へのアクセス件数 38.446件(前年度32.725件) 【評価の視点】 ■○インターネットによる医療費情報提供サービスについては、申込時にID・パスワードの取得が必要であるとともに、医療費情報の取得にあたっ インターネットを活用した医療費の情報提供 ては、申込月以降の医療費情報しか取得できなかったものを、過去24か月分の医療費情報が照会可能となるようシステム改修を行い改善を図っ |た。また、ID・パスワードの取得についても、システム変更により機器操作の簡便化を図り、利用しやすい環境を整えた。その結果、医療費情報 サービスの利用の促進に努めたか。 へのアクセス件数は、平成21年度32、725件から、平成22年度38、446件と増加した。 <自己評価> <最終評価> く委員ご意見> 〇医療費情報へのアクセス件数は、上 記の改善を行った結果、平成22年度 ・医療情報へのアクセス件数は、21年度よりも5,700 |・医療費情報の拡充や操作の簡便化のシステム改修を 38,446件と平成21年度実績3 行い、利用の促進に取り組んだ結果、平成22年度のア 【件余り増加していることは評価できる。 クセス件数は38.446件で、前年度を5.721件上回って |2. 725件から増加しており、利用 情報へのアクセスすることの重要性を、被保険者等に ている。 ・全体としてインターネットによる医療費情報提供 積極的に啓発する活動に取り組むべきである。 〇全体としては依然低い利用率である サービスの利用率は極めて低いため、自分の医療情報 ことは否めず、今後も同サービスの利 ・団塊の世代位から、インターネットが使えるようで|ヘアクセスすることの重要性を、被保険者等に広報し ||用促進に努めていく必要がある。 |あるから、これから毎年、利用割合は増加することで|ていくべきである。 |あろう。しかし、引き続き利用促進策について、広報| してゆくべきである。 ・今後さらに重要なサービスになっていくものと思わる。 |れる。アクセスを周知するとともに医療費情報の中身| |についても充実化を図っていくことが望まれる。 ・今後益々活用度が増すと思われますので機器操作を 間違わぬように。 ・医療費情報へのアクセス件数は増加しており、シス |テムのユーザビリティー向上施策は評価できる。

Ⅱ 22年度検証指標 評価等 (1) 各種サービスの利用状況 <事業報告(概要)> | 任意継続被保険者の口座振替利用率 ||27.3%(前年度20.6%) 【評価の視点】 ■○任意継続被保険者に係る保険料の納付方法については、納付書による納付、口座振替があるが、毎月の納付の手間が省け、納め忘れによる資格喪 任意継続被保険者保険料の口座振替の利用促進 ||失の防止にもなる口座振替の利用について、主に資格取得申請時にお知らせしながら促進している。平成22年度については、口座振替利用率は ||27.3%と平成21年度の20.6%を上回った。 に努めたか。 <自己評価> く委員ご意見> <最終評価> |○平成22年度は27.3%となり、平成21 ┃・任意継続被保険者の保険料の口座振替利用率が前年|・任意継続被保険者の保険料の口座振替利用率は、 ||年度の20.6%を大きく上回った(6.7ポ ||度よりも伸びたことを評価する。広報活動のさらなる ||27.3%と前年度よりも6.7ポイント上回ったことは評 価できる。 イント増)。 展開などに取り組むべきである。 なお、この要因は、各支部におい て、資格取得時のみならず、ホーム ・口座振替は時代の要請。任意継続被保険者としての一・引き続き効果的な広報活動をさらに展開し、一層の ページの活用や、納付書送付時に口座【申請時に口座振替を条件としたらどうであろうか。 |利用率の向上に取り組まれたい。 振替を促進するチラシを同封するな ど、促進強化を図ったことによるもの ・昨年度より伸びていることは評価できるが、もっと である。 |延ばしていく必要があり、いっそうの普及促進が望ま| れる。 〇引続き、納め忘れによる資格喪失の ・促進強化を怠らず進めること。 ||防止等を図るため、随時、広報誌等に | よる口座振替の促進に努めることとし ている。 ・口座振替利用率は増加している。 ・資格取得時が最も効果的と考えられ、引き続き広報 を進めていく。

Ⅱ 22年度検証指標 評価等 (2) 事務処理誤りの防止 <事業報告(概要)> 「事務処理誤り」発生件数 |発生件数:357件(前年度422件、65件減少(改善)) 【評価の視点】 事務処理誤りについて、協会全体で情報の共有 ||発生した事務処理誤りについては、職員用掲示板に集約し協会全体で情報共有を徹底しており、その発生原因や再発防止策について職員が深く理解| し、発生原因や再発防止策について職員が深く理士 し、同様の事務処理誤りが発生しないように努めている。 解し、同様の事務処理誤りが発生しないように努 めたか。

|また、平成21年度から事務処理誤りの防止・低減を目的とした、各事務処理に関する確認項目別の「チェックリスト」を作成・活用し、チェックの| 標準化と更なる強化を図っている。

事務処理誤りが発生した場合、事案、原因およびその影響について社会に正確に伝え、今後の再発防止に努めることを目的として、原則、全件公表 ||することとしている。

<自己評価>

減少した。

が進行するとともに、職員用掲示板に
る。 掲載した発生事案の発生原因や再発防 活用により減少したものと考える。

|今後は事務処理誤り「0」に向けて、更||目標が妥当である。 なる適正な事務処理の徹底を図るとと |もに、発生原因の究明、情報の共有、| ||再発防止策の策定など改善に努める。

く委員ご意見>

- |案の性質に応じた原因分析と、再発防止策を講じるこ||65件減少している。 これは、適正な事務処理の周知・徹底とが必要であり、その点についての説明が必要と考え
- |止策の情報共有及びチェックリストの┃・事務処理誤りが357件は、年間事務処理件数からす |取り組まれたい。 |れば微々たる件数であろうが、ゼロを目指すべきであ| る。発見困難な誤りもあると思われることから、ゼロ
 - ・前年度より減少していることは評価できる。事務処 理の誤りを減少させるとともに、誤りが生じた場合の 事後対策・サービスの状況にも十分な配慮が望まれ
 - ・目的意識を無くさないよう自己評価遂行のため努力 を願う。
 - 「事務処理誤り」発生件数は減少している。
 - ・協会全体での情報共有や再発防止への姿勢など評価 できる。

<最終評価>

- |平成22年度の事務処理誤りの発生件数┃・事務処理誤りの発生件数が前年度より減少したこと┃・発生した事務処理誤りについては、協会全体で情報| は357件で、21年度422件と比較し65件┃は評価する。「原則、全件公表」とされているが、事┃共有し再発防止策を徹底するなどにより、昨年度より
 - ・事務処理誤り「ゼロ」を目指して、事案の性質に応 じた原因分析と、再発防止策を講じるなど、引き続き

Ⅱ 22年度検証指標 評価等

(3) お客様の苦情・意見

|苦情・意見の受付件数とその内容

【評価の視点】

加入者等の意見や苦情等を迅速正確に現場に フィードバックし、サービス向上に努めたか。

<事業報告(概要)>

||苦情:2,883件(前年度4,240件、1.357件減少(向上))

ご意見・ご要望:1.301件(前年度3.057件、1.756件減少(向上))

お礼、お褒めの言葉:560件(前年度537件、23件増加(向上))

協会へ寄せられたお客様からのご意見・ご要望等について、本部にて集約・検討し、改善が図れるご意見・ご要望については、随時迅速な対応を実施し、その結果については全支部へフィー ドバックしている。

主な苦情、ご意見・ご要望

- ・任意継続被保険者資格喪失通知の送付時期が遅い。
- ・高額療養費及び限度額適用認定証の制度がわかりづらい。
- ・被保険者証は簡易書留等、事業主または本人に確実に届く方法で送付すべき。
- ・医療費通知は事業所に送付するのではなく、本人へ直接送付すべき。
- 生活習慣病健診契約機関が少ない。
- ・ジェネリック医薬品の利用促進案内は事業所ではなく、本人へ直接送付すべき。

主なお礼、お褒めの言葉

- ・申請書の記載方法及び申請方法について、詳しく丁寧に説明してくれた。
- ・入院する際の限度額適用認定証及び高額療養費の制度や手続きについて、詳しく丁寧に説明してくれた。
- ・退職後の健康保険の制度や手続き方法について、詳しく丁寧に説明してくれた。

く自己評価>

||の件数は4,184件で、平成21年度7,297||したことは評価できる。 |件と比較し3.113件と大きく減少した。 |が昨年度に比べ減少したと考える。

|意継続」、「高額療養費」、「限度額||く、積極的な交流が望まれる。 |適用認定証」については、制度や手続 |き等を記載したチラシ等を作成し、 サービス向上に努めた。

今後も引き続き、苦情、ご意見・ご要 |部にフィードバックするとともに、|しい。 サービス向上に努める。

く委員ご意見>

|平成22年度の苦情及びご意見・ご要望┃・苦情、意見・要望の件数が、前年度から大幅に減少┃・苦情・意見・要望が前年度より減少しているが、件

これは、お客様の声やお客様満足度調・相手方がいる限り、苦情はつきもの。誠心誠意の対巾のかを明確にして、全職員が等しく問題意識を共有す |査の結果などを共有することにより、┃応によって苦情を減少させることも可能。苦情は処理|る仕組みとするなど、工夫を図られたい。 お客様サービスに関する職員の意識改するものではなく、真摯に聞き、次に活かす提言であ |革が進んだことにより、苦情等の件数||ると思えばよいのではないかと思料する。

- 苦情は少ないほどいいが、加入者との意見交換、信 ||苦情、ご意見・ご要望が特に多い「任┃頼関係の構築が必要である。苦情を恐れるのではな
 - ・全員が目的意識を確実に持ち続けることである。
 - ・苦情、意見・要望が減少し、お礼が増加している。
- |望に対して迅速な対応を実施し、全支||・今後も引き続き現場でのサービス向上に活用してほ|

<最終評価>

数だけでなく、その内容を重視すべきであり、業務の |改善に活かす提言ととらえて、どのように活かされた

Ⅱ 22年度検証指標 評価等

(4) ホームページの利用

(1)

ホームページへのアクセス件数

【評価の視点】

保険者として、加入者・事業主等の利益の増進を図るとともに、参画意識を高めていくため、協会のホームページ上に健康保険制度や手続きに関する情報のほか、生活習慣病の予防や保健サービスに関する情報を掲載するなど、情報提供や広報の充実に努めたか。

<事業報告(概要)>

平日における1日当たり平均アクセス数: 42,798件(21年度 29,869件)

〇ホームページや各支部から配信するメールマガジン等を通じ、タイムリーな情報提供に努めた。ホームページでは、支部ごとのページで、支部評議会の情報や健診機関の情報、都道府県ごとに開催される健康づくりイベントの案内や医療情報など、地域に密着した情報を提供した。

〇加入者の健康増進や疾病予防の普及啓発のため、季節の健康情報の掲載をH22年7月より開始した。7月「食中毒」、8月「熱中症」、9月「がん予防」、10月「インフルエンザ予防」、11月「糖尿病」、12月「肝臓」、1月「生活習慣」、2月「花粉症」、3月「メンタルヘルス」を掲載。

〇加入者に役立つ情報を各支部から直接お届けするメールマガジンは、22年7月よりアンケート機能を追加し、一方的に配信するだけでなく、加入者からのご意見を伺うことが可能になった。それによって、今後の広報の方法や内容を改善することができた。23年3月時点で、38支部で導入され、40,384件の登録がある。(22年3月時点では、19支部に導入され、18,799件の登録があった。)

〇その他、従来から継続して、支部ごとにチラシを作成し、日本年金機構の協力のもと、事業所に送付する保険料の納入告知書に同封し、定期的な情報提供を行っている。

〇22年6月には、協会の事業やサービスの充実、加入者の視点に立った広報を進めるため、公募により約130名の方を協会けんぽモニターに委嘱し、22年度は「広報に関す る調査」、「ジェネリック医薬品に関するアンケート調査」を実施した。

○23年度保険料率引上げについては、22年度から連続となったことから、さらに厳しい環境の中で加入者の理解と納得を得られるよう周知広報に努めた。加入者の理解を得られるよう、本部にて共通原稿を作成し、協会として統一したメッセージが伝えられるようにし、さらに共通原稿の作成により、コスト削減を図った。 ○中小企業団体など関係団体のご協力を得て各種会合において、厳しい財政状況の見通しについて説明するととともに、機関誌への情報掲載を依頼した。また、インターネットを利用していない事業所もあるため、保険料納入告知書送付の機会を利用したチラシの同封に加え、全事業所と任意継続被保険者の方々へのリーフレットの送付による周知を実施した。さらに、各支部を中心に地元マスメディア(新聞・テレビ・ラジオ等)を活用した広報や地方自治体・関係団体と連携した周知広報をきめ細かく行った。

<自己評価>

・ホームページは、季節の健康情報の掲載を開始し、メルマガ等にも掲載し、加入者の健康増進や疾病予防の普及啓発を促進した。 ・協会けんぽモニターを対象に実施した「広報に関する調査」(H22.12.9~20実査)によると、ホームページの好意度は43%が「好き」又は「やや好き」と回答しており、「字の大きさが読みやすい」「色合いが見やすい」「掲載内容がわかりやすい」「検索しやすい」等、好評価。

く委員ご意見>

・ホームページへの1日当たりのアクセス件数が、前年度よりも12,900件と大幅に増加していることは評価できる。

報に関する調査」(H22.12.9~20実査)によると、ホームページの好意度は43%が「好配置になっていると考える。支部のホームページについては、支部ごとに掲載されている情報の量に差があり(例えの大きさが読みやすい」「色合いが見やすい」「掲載内容がわかりやすい」「検索しや部として一定の質の管理をする必要があると考える。

・ホームページの利用者が増えているのは、IT活用世代に移行しているためであろう。IT音痴の世代に対する広報活動にも気を配る必要がある。

・アンケートによるホームページの好意度が42%というのは、なお改善の余地が大きいと思われる。ホームページの充実は重要であり、さらなる努力が必要であろう。

- ・指導する者、学習する者が一体感を持つことである。
- ホームページへのアクセス件数が増加している。
- ・季節に応じた健康情報の掲載やアンケート機能を付加した メルマガは、事業所および加入者の心に響く仕掛けであり評 価できる。
- ・今後は支部の健康特性や保健事業に応じた情報を提供して いくことで、一層関心を高めていくことを期待する。

く最終評価>

・ホームページへの平日1日当たり平均アクセス件数が、前年度よりも大幅に増加しており、利用者の関心が伺える。

・一方、「広報に関する調査」結果によると、ホームページの好意度は43%で、充実の余地があり、利用者が何を要求しているかの分析を行い、検索しやすい画面構成や情報の充実など、魅力ある内容の充実に努められたい。

Ⅱ 22年度検証指標		評価等	
(5) 申請・届出の郵送化			
① 申請・届出の郵送化率 【評価の視点】 関係団体等の協力を得ながら各種広報を通じて、申請・届出の郵送化の促進に努めたか。	〈事業報告(概要)〉 70.0% (前年度66.7%) 〇平成22年度は70.0%となり、平成21年なお、これは、協会ホームページや名よるものである。	F度の66.7%を若干上回った(3.3ポイント増)。 各種広報誌への掲載、並びに日本年金機構の協力を得つ	つ、事業主・加入者の皆様への広報を実施したことに
	年度の66.7%を若干上回った(3.3ポイント増)。 なお、これは、協会ホームページや	・申請や届け出の郵送化にあたっては、記録付きの郵便を使うなど、加入者との間でのトラブルを抑止することが必要である。	

Ⅱ 22年度検証指標 評価等

(6) 業務の効率化・経費の削減

(1)

- ・随意契約の割合(件数)、内訳
- ・コピー用紙等の消耗品の使用状況

【評価の視点】

「全国健康保険協会事務費削減計画」に基づき目標を達成するように努めたか。

<事業報告(概要)>

【契約件数及び割合】(100万円を超える契約(健康保険勘定に係る分(船員保険勘定との共通経費を含む))

区分	20年度	実績	21年度到	E 績	22年度到	€績
一般競争入札	135件	(26.3%)	411件	(53.1%)	296件	(47.5%)
企画競争	2件	(0.4%)	26件	(3.4%)	40件	(6.4%)
競争性のない随意契約	377件	(73.3%)	337件	(43.5%)	287件	(46.1%)
計	514件		774件		623件	
○ 22年度の競争性のない随意契約	内の内訳 ※()数字は前	年度実績				
事務所賃借(工事、清掃含む)関係	Ŕ	95件	(76件)			
システム(改修、保守、賃借)関係		59件	(68件)			
一般競争入札業者決定までの経過	過的な契約	51件	(81件)			
窓口相談業務の社会保険労務士	会への委託	31件	(47件)			
地元紙等の広報		20件	(17件)			
一般競争入札不落による契約		9件	(9件)			
支払基金、監査法人、審査医師等	.	9件	(14件)			
緊急契約		4件	(14件)			
ウェブサイト作成等、電子メール配	信サービス	4件	(0件)			
一次予防の健康づくり事業		3件	(6件)			
保健指導用パンフレットの購入		2件	(5件)			
□ ⊐ピー用紙等の消耗品の使用	 用状況】					
区分	21年度実績	22年度実績	削減率			
A4コピー用紙	42,109箱	40,803箱	3.1%			
プリンタートナー(黒)	3,059個	2,978個	2.6%			
プリンタートナー(カラー)	2.475個	2.144個	13.4%			

【その他の取組】

- 〇 22年8月に定めた全国健康保険協会事務経費削減計画の事務経費削減目標の達成に向けて、Webを活用した消耗品発注システムを利用して、23年度から本部で消耗品 を一括調達する仕組みを導入することとした。
- 〇 併せて、上記目標の達成に向けた取組みの一環として、支部から経費削減方策等の提案を求め、555件の提案について、支部等の判断で実施するもの、本部で実施方法 を検討するものなどに3分類し、それぞれの分類に従って経費削減等の取り組みを進めた。

<自己評価>

- O 随意契約の件数について、22 年度は一般競争入 札業者決定までの経過的な契約や緊急契約等による 随意契約の減に努めた結果、21年度と比べて50件減 らすことができた。しかしながら、22 年度には、前年度 に一般競争入札により調達していた健康保険証の更 新業務がなくなるとともに、医療費通知の発送業務を 見直したことなどにより、21 年度と比べて、全体の契 約件数が 151 件減少したことから、随意契約の割合は 若干増加した。
- 〇 コピー用紙等の消耗品について、経費削減マニュアルを策定し職員のコスト意識を高めるとともに、両面印刷や集約化、コピー用紙の再利用、カラー印刷の抑制などに取り組み、21年度と比べて、コピー用紙、プリンタートナー(黒)で約3%、プリンタートナー(カラー)で約13%の削減ができた。
- 全国健康保険協会事務経費削減計画に基づく事務 経費削減目標達成に向けた取組みとして、Webを活 用した消耗品発注システムを利用し、23年度から本部 で消耗品を一括調達する仕組みを導入することとした これにより、スケールメリットによるコストの削減効果 が期待できる。
- 〇 併せて、上記目標の達成に向けて、支部から経費 削減方策等の提案を求め、提案内容に基づいて経費 削減の取組みを進めた。

く委員ご意見>

- ・随意契約の件数は21年度より減っているものの減少率では15%と、全体の契約件数の減少率(約20%減)よりも低い。
- ・消耗品の使用については、全体的に削減しており、努力が見られる。
- ・コストダウンを追求するあまり、一般競争入札で契約先の雇用労働条件 や品質の低下を起こさないよう、契約に当たっては十分に留意されたい。
- ・一般競争入札の導入で、安かろう悪かろうでは何もならない。随意契約 の方が目的達成に叶うなら、無理に一般競争入札による契約件数を増加させる必要はない。しかし、Web活用による購入手段の方が、安価で速く入手しやすい資材調達方法であることも理解できる。
- ・競争入札がいいのか、随意契約がいいのかは、いちがいには判断できない。対象となる事柄によって適宜判断していくことが望ましい。したがって、件数の表記に加えて、適切な契約であったかどうかの判断が重要である。
- ・自己評価と同意。
- ・20年度に比較して随意契約の割合は減少、一般競争入札、企画競争が増加する傾向にある。
- ・コピー用紙等の消耗品の使用状況は改善がみられる。

<最終評価>

- ・一般競争入札や企画競争が徹底されており、コピー 用紙等の消耗品などの経費の削減等も順調に推移して いることが伺える。
- ・今後とも、職員のコスト意識を高め、本部一括調達 の効果を見極めながら、計画的削減に取り組むことを 期待する。

全国健康保険協会の業績に関する評価(船員保険)

※ 評価欄の判定基準は、S・A・A'・B・B'・C・C'・D 【判定其準】 S・日標を大幅に上回っている A A'・日標を上回っている B B'・日標を概わ達成している C C'・日標をやや下回っている D・日標を下回っており 大幅な改善が必要

21年度目標	I 22年度目標	票指標		評価等		
	(1) サービススタン	·ダードの遵 ·	े			
① 船員保険職務外 (2 半期 (2 15 年 (2 15 15 15 15 15 15 15 15 15 15 15 15 15		階的に向上 し、)22年 度下半期に おいて100%	(参考) 平成22年10月:86.7%、平成2 96.1% 船員保険給付の申請の受付から振込ま について15営業日以内と定め、サービス に努めてきた。 サービススタンダードの達成状況につ	2年11月:94.3%、平成22年12月:97.4%、平成23年1月 までの期間であるサービススタンダードについては、22 スの向上を目指してきたが、年度前半の達成状況を踏ま いては、22年4月支払分から実施状況を集計・分析して さができた割合)は97.5%となっている。	年度においては、当初4月以降、疾病部門の え、10月以降10営業日以内に短縮し、サー)現金給付 ビスの向 ₋
	が かん かん かん かん かん のに 実め かん のに 実め かん かん に おん かん のに 実め かん		<自己評価> 下半期からは目標日数を短縮した上で100%に近い達成率とすることができた。	く委員ご意見> ・当初の目標15営業日以内は、達成しており、23年1月からの10営業日以内については、100%達成はできなかったものの、達成率の段階的な向上が図られていることは評価できる。 ・大変結構です。一層の努力を期待します。 ・10月から目標値を短縮したにもかかわらず、達成率をあげたことは高く評価できる。 ・健康保険同様、向上意欲を失わず目標率を確実にクリヤーすることである。 ・達成率は上昇傾向にあり、目標に近づいていることがうかがえる。 ・なお、健康保険給付の受付から振込に至る業務に関しては業務の標準化に伴う日数短縮は重要であるが、同時に適切な保険給付が大切であることは常に意識しておく。	日)したが、平成23年1月~3月の平均は97標値に近い達成率である。 ・適切な保険給付のため審査の精度を確保引き続き高い目標達成率の保持を期待する	7.5%と目

21年度目標	I 22年度目標指標		評価等					
	(1) サービススタンダードの遵守							
	②船給振 [22年3月9] 22年3月9 22年3月1 2	受付から振込までの平均日数7.17日(3 (参考)平成22年10月:8.06日、平成2 7.67日 船員保険給付の申請の受付から振込3 について15営業日以内と定め、サービス に努めてきた。 サービススタンダードの達成状況に2	平成23年1~3月の平均) 22年11月:6.85日、平成22年12月:6.13日、平成23年1月 までの期間であるサービススタンダードについては、22 スの向上を目指してきたが、年度前半の達成状況を踏ま ついては、22年4月支払分から実施状況を集計・分析して 3月の平均では7.17日まで向上している。	!年度においては、当初4月以降、疾病部門の :え、10月以降10営業日以内に短縮し、サー)現金給付 ビスの向上			
	は実施に努めたか。	<自己評価> 22年度当初に比して所要日数が大幅に減少し、目標を上回る実績となった。	・申請の受付から振込までの日数については、22年4 月の22.9日から、7.17日と大幅な改善が見られ、十分	7.17日となっており、昨年度より向上して評価できる。 ・適切な保険給付のため審査の精度を確保引き続き高い目標達成率の保持を期待する	おり高く :しつつ、			

21年度目標	I 22年度目標指標		評価等		
	(2)保険者証の交付 ① 食物のでは、	年間平均2.84日 〇一般被保険者の方の船員保険被保険者 う。)における加入手続きの後、協会は し、登録日の翌日又は翌々日に送付して なお、確実に保険証をお届けするため	皆証(以下「保険証」という。)の交付については、船 は、機構から資格関係届の情報を取得し、取得した情報 ている。 め、発送記録が残る特定記録郵便により送付を行ってい での目標日数を3日以内とし、より迅速な登録及び送付	を船員保険システムに登録を行った上で保 ・る。	
	を 適切に では に 変 が に が に の に に に の に の に の に の に の に の に に に の に の に に の に に に に に に に に に に に に に	の情報の登録を迅速に行い、新たな目	< 委員ご意見〉 ・被保険者証の交付を、目標の5日以内を大幅に下回る日数で送付したことを評価する。また、特定記録郵便による送付に変更したことを評価したい。今後もコストダウンを徹底することによりサービス内容や安心感の低下を招くことのないよう、問題意識を持ち続けていただきたい。 ・大変結構です。 ・高い評価に値する。 ・既に目標を達成している。	日であり、大きく目標を上回っている。 ・日本年金機構と密接に連携し、船員保険	被保険者

21年度目標	I 22年度目標指標	評価等				
	(3)疾病任意継続被保険者の保御を持続を持続を関係を持続を関係を対して、は、は、は、は、は、は、は、は、は、は、は、は、は、は、は、は、は、は、は	〈事業報告(概要)〉 年間平均3.68日 ○疾病任意継続被保険者の方の保険証のれた資格取得申請書の受付日当日又は翌れた資格取得申請書の受付日当日又は翌なお、一般被保険者資格を喪失しては格喪失届の情報を取得し、取得した情報は翌々日に送付している。また、確実に保険証をお届けするため。	O交付については、機構からの資格喪失情報により一般 翌日に保険証を作成し、受付日の翌日又は翌々日に送付 いない方については、勤めていた船舶所有者を通じて機 最を船員保険システムに登録及び疾病任意継続の資格取 り、発送記録が残る特定記録郵便により送付を行ってい ごの目標日数を3日以内とし、より迅速な登録及び送付	している。 構における資格喪失手続きの後、協会は、 得登録を行った上で保険証を作成し、登録 B る。	機構から資	
	は報れらま係を状管なた は報れらま係を状管なた 体のに悪めをし施。	今後も機構から取得した資格関係届 の情報の登録を迅速に行い、新たな目 標日数以内での送付を維持していく。		ついては、目標の「5日以内」を1.32日上回 を達成している。	到り、目標 料続被保	

21年度目標	目標 I 22年度目標指標 評価等			評価等		
	度 し.	査項目に いて整理 、満足度 査の実施 ででででである。 でででである。 ででである。 でである。 ででも。 でである。 でである。 でである。 でである。 でである。 でである。 でである。 でである。 ででも。 でである。 ででも。 でも。 	行ってきた船員保険事務について、船員お客様満足度調査の実施にあたっては、①申請・手続きについてはほとんど郵送②照会・相談については電話のみの対応等の船員保険事務の特性を踏まえ、実施	ことなっていること	ため本部一括で処理することとした。	
	大 で で で き で き に の は の は の に の う の に の う が で き た か 。		した東日本大震災への対応を優先した			え、お客

21年度目標	I 22年度目標指標		評価等		
特定健康診査の推進	(1)特定健康診査の実施				
特定 (世) 特定 (世) 特定 (定) (注) (注) (注) (注) (注) (注) (注) (注	(1) 特 (1) (1) (1) (1) (1) (1) (1) (1) (1) (1)	活習慣活動を 活診では 活診では 活診では に、特関で に、特関で に、特関で に、特関で に、特関で に、特関で に、特関で に、特関で に、り に、り に、り に、り に、り に、り に、り に、り	殊性を踏まえ、蓄積されたノウハウを有する外部委託事業者康診査(40歳以上)を包括して行っている。22年度は、医的 曽やす(前年度比6機関増)等して、受診機会の拡大に努め内」パンフレットに生活習慣病予防健診について記載し、協頂き、積極的な受診勧奨を実施した。 除組合や共済組合等)に比べて規模の小さい事業所が多く、。 1241機関→22年度1420機関)、広報の拡充等の取り組みを設率の向上のため下記①、②のとおり、取り組むこととしている。を約51,200機関(集合契約A約2,200機関・集合契約B約49、出を省略し船舶所有者及び被保険者を通じ直接被扶養者に受けたでも、事業所が広域に所在していることを低実施率の理由に掲げているが、職域が限定的であることのメリットを生かした一層の取り組みに期待したい。 ・受診手続きの簡略化策を検討することが先決のようである。	不足等を理由に健診を取りやめた健診機関の地た。 協会支部、年金事務所等の窓口に設置するととも かつ広い地域に所在していること等から、効率 とめたが被保険者と同様の事情により、目標達成の のの機関) 受診券を交付。 その特定健診実施率は33.9%でで4 をの、2ポイント上回っているが、目標は 届かなかった。 ・被保険者の特定健診実施率は8.8%で54 一をの、2ポイント下回っている。目標は「52.4」は、一層の取り組みに期待したい。 ・被扶養者の特定健診実施率は8.8%で52.4 をの、1ポイント下回っている。目標は「52.4」は、一層の取り組みに期待したい。 ・被扶養者は女性の比率が高いため、若に応 検診との同時実施や年齢・性別の特性に第の実施など、着実な受診率の向上策	地域に 的 す
			をみることを意識してもらうなど、年代の特性に応じた啓発を行う ことも大切。		

21年度目標	I 22年度目標指標		評価等		
	(2)船舶所有者健康診断の実施	<u></u> 也			
	①船の率 【	II .	長健康証明書のデータ提供期間の延長(21年度9月の1ヶ 引等によるデータ提供依頼の取り組みを進め、9月15日ヨ		
	図き、養は対(交の健きるしにでいたに申受用し療がよどするたま者、し利付診診るなやすきと。、つ込診券、所受う、いこかが、被い者券)地等診に受健と。	見込みとなっている。	・目標の20%には届かなかったものの、社会保険庁時代の2009年度実績を大幅に上回ったことは評価できる。船舶所有者に対する健康意識の醸成を一層高める取り組みをすすめるとともに、データ提供への理解を求めるべきである。	り、昨年の実績を5.7ポイント上回っている「20%」には達しなかった。 ・船舶所有者対する健康意識の醸成を一層組みを行うことでデータ提供への理解を求 努められたい。	るが、目標

21年度目標	I 22年度目標指標		評価等		
特定保健指導の推進	(3)保健指導の実施				
特定保 健指導実施率 被扶養者 26.2% (評価の視点】 対策を 被扶養者 26.2% (評価の視点】 外者を切し、 適し者と がでしたがで を建設ののとができたか。	〇被保険者の特定保健指導は外部委託事業しかし、 ・対象者が漁期中は乗船していることや、 ・対象者が長期にわたり乗船する場合、通 ・船員の入・出港に応じた検診車による巡 ることがあり保健指導が難しい など、課題が多く、目標を達成するに至ら なお、22年度後半からは、外部委託事業 努めている。 〇被扶養者の特定保健指導については、特 大きく下回った。	7%(平成22年3月末現在) .6%(平成22年度初回面談実施率) 者の保健師等により事業所及び漁協(漁港)等を訪問し、行 地域ごとに漁期が異なることから、事業所に伺っても対象者 信手段の確保が困難なため保健指導を6ヶ月間継続することが 回健診の受診者が多く、健診結果の確定が後日となってしま	に面会できず、保健指導の計画が立てづらい が難しい い、階層化により対象者が確定したときは既に 特定保健指導対象者への初回面談を実施し、実 努めたが、自己負担が生じるという問題等もあ	E施率向上に5り、目標をめている。	
	ま者、し利付診診るなやすき、し利付診診るなやすき、の込診券、所受う、いこか、の込診券、所受う、いこかが、おどするため、でです診に受健と。	い、乗船中は通信手段の確保が困難、 健診結果確定時には既に乗船している ケースが多い等の課題が多く、依然と		0.2ポイント増)、被扶養者2.6%(前年度ト増)であるが、目標「32.4%」にはるかい結果となった。 ・今後とも実施方法の工夫や対象者の意識じて、保健指導事業の底上げに取り組まれ	1.9ポイン に及ばな 啓発を通

21年度目標	I 22年度目標指標		評価等				
	3	① 資格点検 2,998円(21年度1,252円:② 内容点検 3,230円(21年度2,811円:③ 外傷点検 885円(21年度 2円:レセプトは社会保険診療報酬支払基金内容点検及び第三者行為による事故や第	22年1月〜3月) 22年1月〜3月) 全で審査されているが、支払基金において審査できない 養務上等の診療によるレセプトかどうか調査する外傷点 健康保険事業に係るリソースを活用するため、東京支	検を協会で実施し、医療費の適正化を図っ ⁻	ている。船		
	大点実りた 果た事研点に拡務すを 点に、共産ののの員に、大点をののの員に、大点をののの員に、大点をののの員に、大点をのののの人が、	事業展開を図った。 また、内容点検については調剤審査に重点を置いたほか、船員保険特有の取り組みとして、下船後の療養補償に係るしたのでありについて適正な審査を行っている。 (21年度の数値は社会保険庁時代の点検結果を反映したものであり、22年度と直接的な比較はできないが、22年度においても着実な効果を挙げてい	・レセプト点検の精度を高めるべきである。外部委託も一考である。・いずれも昨年度実績を大幅に上回っており、高く評価できる。	内容・外傷すべての点検で前年度実績を上る。 ・内容点検はノウハウ共有が必要であり、 術の共有、システム活用することが重要で ・今後とも、査定事例の共有など、点検技 げにより、効率的な点検に取り組まれたい	回ってい 知識・技 ある。 術の底上		

21年度目標	Ⅱ 22年度検証指標		評価等	
	(1) 事務処理誤りの防止			
	① 「事務処理誤り」発生件数 【評価の視点】 事務処理誤りについては、 発生原因や再発防止策については、 発生原因や再発防止策については、 発生原因が深く理解し、同様の事務処理誤りが発生しないように努めたか。	-12月4件、1月〜3月7件) 2 重チェックから3重チェックに強化した。 近しを行った。 ック項目の追加 ッグ等で職員に周知し、同様の処理誤りが発生しないよ	うに努めている。	
		務処理誤りは段階的に減少している。	・過去の実績はないため、本来、評価は困難である が、年度後半の10月以降の件数が減少傾向にあること	化などの効果により、下半期から事務処理誤り件数が減少している。 ・事務処理誤り「ゼロ」を目指して、事案の性質に応じた原因分析と再発防止策を講じるなど、引き続き取り組まれたい。

21年度目標	Ⅱ 22年度検証指標	評価等					
	(2) お客様の苦情・意見						
	苦情・意見の受付件数とその 内容 【評価の視点】 加入者等の意見や苦情等 を迅速、正確に現場に	〈事業報告(概要)〉 平成22年度にお客様から寄せられた苦情は保険給付に関すること4件、接客態度に関すること1件の合計5件であった。 保険給付に関する苦情に対しては、メールやお手紙により制度移管に伴い引き継ぎ書類の処理を行っているために遅延している旨の事情を説明しご 了承いただき、接客態度に関する苦情に対しては担当グループ長から直接お詫びするなどの対応を行うとともに、寄せられた苦情等については、担 当グループ内で職員にフィードバックしサービスの向上に努めた。 また、寄せられたご意見提案は、「保険証の発行について重要なものであるため協会から船主に手渡しにすべき」とのご意見であったが、船員保険事務は本部(東京)で一括処理を行っているため、採用することは困難であった。					
		ループ内においてフィードバックを行うとともにサービスの向上に努めた。	< 委員ご意見> ・苦情・意見の件数は、5件と少ないが、この件数についての評価は困難。ただ、苦情については、個別に対応している点を評価する。 ・苦情は処理すべきものではなく、真摯に聞いて次に活かす提言であると思えばよいのではないかと思料する。 ・事業主および被保険者との交流を通じて信頼性を高めていくことが期待される。 ・苦情・意見は今後も引き続き現場でのサービス向上に活用してほしい。	いが、加入者からの苦情は、件数よりもその内容を 重視すべきであり、業務の改善に活かす提言として とらえてどのように活かされたのか明確にするなど の取組みにより、全職員が等しく問題認識を共有す る仕組みとするなどの工夫をされたい。			

21年度目標	Ⅱ 22年度検証指標	評価等						
	(3) 業務の効率化・経費の削減	業務の効率化・経費の削減						
	① ・随意契約の割合(件数)、 内訳	〈事業報告(概要)〉 【契約件数及び割合】※100万円を超える契約(船員保険勘定に係る分(健康保険勘定との共通経費を含む))						
	・コピー用紙等の消耗品の使用状況	区分 一般競争入札 企画競争 競争性のない随意契約 計	21年度実績 7件 (24.1%) 0件 (0%) 22件 (75.9%) 29件	22年度実績 15件 (32.6 2件 (4.3 29件 (63.1 46件	%)			
	【評価の視点】	このうち競争性のない随意契約の内訳 ※ システム(改修、保守、賃借)関係 事務所賃借(工事、清掃含む)関係 監査法人	24件 3件 1件	(16件) (4件) (1件)				
	「全国健康保険協会事務 費削減計画」に基づき目標 を達成するように努めたか。	 一般競争入札不落による契約 緊急契約 【コピー用紙等の消耗品の使用状況 区分 A4コピー用紙 プリンタートナー(黒) プリンタートナー(カラー) 	1件 0件 兄】 21年度実績 22年度実績 - 454箱 - 51個 - 80個	(0件)				
		ついて、支部等の判断で実施するもの、本語 <自己評価> 〇「競争性のない随意契約」は 22 年度において 29 件となったが、これらは全て、システム関係など一般競争入札とできない性格のものであり、その他の契約については一般競	部で実施方法を検討するものなどに3分 <委員ご意見> ・随意契約の29件のうち24件がいシステム関係となっているが	分類し、それぞれの分類に 「一般競争入札のできな 、その理由についてよ にお、随意契約の比率は	<最終評価> - 一般競争入札や企画競争が徹底されている。			
		 争入札又は企画競争として行った。 〇 コピー用紙等の消耗品について、職員のコスト意識を高めるとともに、両面印刷や集約化、コピー用紙の再利用、カラー印刷の抑制などに取り組んだ。 〇 全国健康保険協会事務経費削減計画に基づく事務経費削減目標達成に向けた取組みとして、Webを活用した消耗品発注システムを利用し、23 年度から本部で消耗品を一括調達する仕組みを導入することとした。これにより、スケールメリットによるコストの削減効果が期待できる。 〇 併せて、上記目標の達成に向けて、支部から経費削減方策等の提案を求め、提案内容に基づいて経費削減の取組みを進めた。 	・ 大型の随意契約の場合は、有いる。 ・ 大型の随意契約の場合は、有いる。 ・ 大型の随意契約の場合は、方型の随意である。 ・ 大型の随意をある。 ・ 大型の随意をある。 ・ 大型の随意をある。 ・ 大型の随意をある。 ・ 大型の随意をある。 ・ はいるのは、適切を判した。 ・ 随意契約の自じな判断を制力をある。 ・ 随意を関係を関係を関係を関係を関係を関係を関係を関係を関係を関係を関係を関係を関係を	一るあまり、一般競争入 出質の低下を起こされたい。 一部書による成果点検も 対応が図られている状 付待したい。 と競争入札、企画競争が				

全国健康保険協会の業績に関する評価(業務運営体制等)

※ 評価欄の判定基準は、S·A·A'·B·B'·C·C'·D

【判定基準】S:目標を大幅に上回っている A、A':目標を上回っている B、B':目標を概ね達成している C、C':目標をやや下回っている D:目標を下回っており、大幅な改善が必要

I 全体的な取り組み

評価等

|組織の活性化への取り組み|

【評価の視点】

協会のミッションや目標の徹 底、職場におけるコミュニケー ションの強化、人材育成、働き がいを実現できる職場づくりを 行うとともに、仕事を通じて職 員の意識改革を進め、加入者本 位や、主体性と実効性の重視、 自由闊達な気風と創意工夫に富 んだ組織風土・文化の定着に向 けた取り組みを図ったか。

<事業報告(概要)>

(1) 協会のミッションや目標の徹底とコミュニケーションの強化

- 4月、9月及び12月に支部長会議を開催するとともに、役職員が全国6ブロックのブロック会議に参加した。さらに、4月、10月及び1月に理事長から全職員に対してメッセージを発信 し、協会のミッションや目標についての徹底を図った。また、支部幹部級の研修でも、協会の使命や目標について徹底を図っている。
- 〇 人事評価制度に基づき、全職員が半期ごとに組織目標を個人の担当業務に落とし込んだ目標達成シートを作成し、個人目標管理を徹底した。なお、目標管理を行いやすくするため、 目標管理シートの見直しを行った。

(2) 人事評価と人材育成

- │○ 半期ごとに目標達成シートに基づき目標管理を行い、その期間の取組内容や成果を人事評価に反映した。また、人事評価結果等を踏まえ、適材適所、人材育成、組織活性化を目的と して、22年10月には協会発足以来初の広域異動を含む全国規模の人事異動を実施した。
- **||○ 部長、グループ長、リーダー、スタッフの各階層を対象として、組織マネジメント、問題発見解決力向上、リーダーシップ、部下指導法、コミュニケーション力向上等、各階層に求** められる役割について研修を行った。

(3) 働きがいを実現できる職場づくり

∥○ 職員のアイデアや現場の発想を事業運営に積極的に活かすため、業務改善提案制度を導入し、職員からの提案のうち協会で職員の間で情報を共有することが望ましいものについて、 ∥協会内の電子掲示板に掲載した。平成22年度に提案内容を審査した結果は以下の通りである。

なお、22年度に提案のあった36件については、23年度に審査を行う予定である。

【21年度下半期提案分】提案のあった21件のうち8件について協会内で情報の共有を図り事業運営に取り入れた。

<自己評価>

(1) 協会のミッションや目標の徹底等

- 支部長会議、ブロック会議、節目における理事長メッセージ等を通 じて、本部及び支部、役職員間の組織目標達成に向けた意思の共有が図 られ、組織一体となった取組を行うことができた。
- 人事評価制度による目標管理の仕組みが定着し、併せて目標達成 シートの様式変更を行ったことにより、個人目標の進捗管理や組織目標▋要である。 達成に向けての取組が行いやすくなった。

(2) 人事評価と人材育成

- 〇 平成21年度の人事評価制結果を、業績賞与へ適切に反映させるとと もに、10月には初めての全国規模の人事異動を実施した。また、人事評 価制度に基づく職員への評価結果のフィードバックや、支部間異動によ る新しい仕事環境への適応などを通じて、人材育成や組織の活性化が促 された。
- 職員研修については、内部講師による講義の充実やレセプトスキルアップ 研修の拡充などを行い、より実務的で、より実践的な研修の効果を高めること ができた。

(3) 働きがいを実現できる職場づくり

- 業務改善提案制度に基づき提案された案件について、1件を優秀提 案、7件を情報共有すべき提案として掲示板に掲載した結果、好事例情 報の共有化が図られたとともに、各支部における業務改善の取組が活性
- 〇 週のうち1日を「NO残業DAY」とし、定時退社を促し、職員の 超過勤務の縮減を図った。

く委員ご意見>

- ・組織の活性化の取り組みとして、①協会のミッションや目標の徹底、②人事評価と人 材育成、職場におけるコミュニケーションの強化、③働きがいを実現できる職場づくり 等を体系的に取り組んでいることを評価する。
- 初の広域人事異動が適材適所、人材育成、組織活性化につながるかは、適切な人事評 | の方針や組織目標の徹底を行っている。 価が行われることにかかっている。継続的な取り組みのサイクルを行っていくことが必
- ・職員からの業務改善提案を積極的に取り入れている点は評価できる。なお、1年間分 をまとめて翌年度に審査することとされているが、適宜、あるいは四半期に一度程度の 頻度で審査を行い、優秀な提案は翌年度から実施に移せるようにすべきである。
- ン維持は重要な課題であると思う。より良き制度改革と国民の健康を守るという重要な |ン維持は重要な課題であると思う。より良き制度改革と国民の健康を守るという重要な | 識の向上を促すものであり高く評価できる。 ミッションを託された協会として、健全な安心感のある存在感を示していただきたい。
- ・長期的な視点から、働きがいのある職場づくりが重要である。一概に効率化を目指す のではなく、仕事が面白く、ゆとりのある職場にしていくことを軽視してはならないと
- 民間になったことで、協会のミッション・目標内容の不透明性、事業主側とのコミュ ニケーションの不足を如何に克服するかを具体的に徹底して下さい。
- 組織を活性化し生産性を向上させる視点で(1)から(3)の3つの事項とも大切である。
- 保険者の業務に関しては、定型化できる部分をシステム化し効率化を図ることと、新 しい取り組みに積極的にチャレンジして効果をあげることが重要であり、職員の方々が この両視点を常に意識していることが重要である。またそれが評価される評価制度で あってほしい。

<最終評価>

- 協会支部長会議や全国6ブロックの会議等開催、 支部幹部との意見交換などにより、協会の事業運営
- ・現場の発想や職員のアイデアを積極的に活かす取 |組みとして、業務改善提案制度を取り入れ、優秀案 件を共有化することにより、業務改善のさらなる活 ・国の財政を含め、特に協会けんぽの財政は、じり貧状態であり、職員のモチベーショ 性化につながっている。職員個人の自主的技能、意

|職員の意識向上への取り組み

【評価の視点】

職員として各階層に求めら れる能力や知識の習得に合わ せ、企画、サービス向上、コ ンプライアンス、個人情報保 護、レセプト点検、保健事業 等の重点的な分野を定め、研 修等により人材育成のための 取り組みを図ったか。

<事業報告(概要)>

(1) コンプライアンスの徹底及び個人情報保護等

- **I**O 法令等規律の遵守(コンプライアンス)については、職員に行動規範小冊子を配布し、常時携行させコンプライアンス基本方針、行動規範、通報制度に対する意識の醸成を図った。22年度にはコンプラ イアンスに係る通報制度による通報事案について適切に調査や是正指導等を行うとともに、全職員へコンプライアンスの意識醸成を目的として、年2回コンプライアンス通信を発行した。
- 個人情報保護や情報セキュリティについては、各種規程の遵守やアクセス権限、パスワードの適切な管理等を徹底するため、個人情報の管理状況の点検を随時実施した。また、情報セキュリティ規定を 見直し、情報の格付け及び取扱制限に関する遵守事項の体系的整理等の改正を行った。
- ∥○ 企画総務担当者説明会の機会等において、コンプライアンス、個人情報保護、情報セキュリティ等の留意事項等を説明し、説明会に参加した職員が各支部において伝達研修を行うなど、コンプライアン ス、個人情報管理、情報セキュリティ対策の徹底を図った。

(2) 研修等による人材育成

- ||○ 人材育成については、各階層に求められる役割についての理解、自覚醸成を目的とした階層別研修、各業務に必要な知識の習得、スキルのアップを目的とした業務別研修、支部の実情に応じた支部別研 ■修を実施し、人材の育成・開発を推進した。
- **∥○ 階層別研修では、管理職研修、リーダー研修、スタッフ研修、キャリア開発研修、採用内定者研修等6講座で計12回開催し、組織マネジメント、リーダーシップ、コミュニケーション、キャリアビ** |ジョン等について研修を行った。実施2年目ということもあり、研修テーマは21年度同様としたが、より高い研修効果を得られるよう、内部講師による講義の充実を図った。
- □○ 業務別研修では、統計分析研修、企画担当者研修、CS向上研修、レセプトスキルアップ研修、保健師研修等11講座で計37回開催し、各業務に合わせた内容及び形態での研修を行った。特に研修の要 望の多かったレセプトスキルアップ研修については、実施回数を年間2回へ増やし、開催箇所も2ケ所から6ヶ所へ増やし、より多くの職員が受講できるようにした。
- **■○ 支部別研修では、本部開催の研修の伝達及び各支部の実情に応じた研修を計画し実施した。また、職員の能力開発の機会を増やすため、自己啓発のための通信教育講座の斡旋を行った。**

<自己評価>

(1) コンプライアンスの徹底及び個人情報保護等

- 者会議などの機会を通じての周知徹底、コンプライアンス通信の 発行などによりコンプライアンスに関する意識の醸成が図られ
- 22年度にはコンプライアンスに係る通報制度において3件受 理し、調査や是正指導を行うなど迅速的確に対応した。
- 個人情報保護等については、個人情報の管理状況の点検を随 時実施したほか、情報セキュリティ規定の見直しを行い、対策の 強化と職員の意識の醸成が図られた。

|(2) 研修等による人材育成

- 階層別研修については、管理職、リーダー、スタッフ等の役職 ▼・上からの人材育成も重要であるが、本人の自主的な技能、 ごとに、6講座で計12回 開催した。例えば、管理職研修を通じ て、マネジメントや、部長やグループ長の役割についての認識が できた。
- 業務別研修については、統計分析研修、企画 担当者研修、CS 向上研修、レセプトスキルアップ研修、保健師研修など重点分野を定め、 11講座で計37回開催した。22年度においては、支部の要望を 踏まえ、レセプトスキルアップ研修では実施回数や開催場所を増やすとと もに、研修テーマや内容の見直しを行い、支部のニーズに合った 研修を実施することができた。
- 22年度から通信教育講座の斡旋を開始することができた。

く委員ご意見>

- ・コンプライアンス及び個人情報保護の徹底は事業運営の基 〇 職員に行動規範小冊子を常時携帯させるとともに、研修、担当本であり、確実に行われなければならない。3件の通報内容 についても確認することが必要と考える。
 - ・研修機会の充実に取り組んだことは評価に値するが、実際 に受講できた職員数をみる必要がある。
 - 協会にとって立派な人材の育成に努め、財政的にも組織と しても、国民から安心でき、そして信頼できる協会健保に |育っていただきたいと思います。
 - 意識の向上を促すことも看過してはならない。
 - ・法内容を徹底的に理解させた上でのコンプライアンスを厳 守させる。
 - ・コンプライアンスや個人情報保護に関して職員研修や体制 が整備されてきたことがうかがえる。
 - ・膨大な個人情報を扱う業態であることから、実務において は常に実際の業務フローをイメージしながら各ステップでの 情報管理を行うことを意識していただきたい。

く最終評価>

- ・職員に行動規範の小冊子を常時携行させるなど、 研修やコンプライアンス通信の発行などと合わせ、 各種の機会を捉えてコンプライアンスの意識の醸成 と徹底に取り組んでいる。
- ・役職階層別研修やスキルアップを目的とした業務 別研修については、体系も整備され人材の育成環境 |が整ってきていることは高く評価する。

|支部との連携強化への取り組み|

【評価の視点】

本部と支部の適切な支援・協 力関係、本部と支部を通じた内 部統制(ガバナンス)、支部内 の部門間連携を強化するととも に、必要に応じて組織体制を見 直し、組織運営体制の強化を 図ったか。

<事業報告(概要)>

|(1) 支部との連携強化

〇本部と支部の適切な支援・協力関係の構築として、22年4月、9月及び12月に支部長会議を開催した。また、役職員が全国6ブロックの ブロック会議に参加し、支部幹部と意見交換を行う等、トップの意思を明確にし、事業運営の方針や計画等に関して意思の統一を図った。 これらの取組みを通じて、内部統制が適切に機能し、諸課題に対して本部と支部が建設的な議論を通じて共に考えて解決策を模索していく ことを基本とする体制の構築に努めた。

|(2)組織体制の見直し

〇 組織体制については、保健事業推進検討会における検討を踏まえ、保健グループの企画力を強化し事業の推進を図るため、22年10月から 保健グループを、原則として、業務部から企画総務部へ移管する見直しを行った。

く自己評価>

(1) 支部との連携強化

○ 支部長会議、ブロック会議等を通じて、本部 及び支部の役職 員間の意思の共有を図った。また、支部長会議やブロック会議で 本部に対して出された意見要望に応えて、旅費規程の見直しを行う など、支部の業務運営が行いやすくなるよう各種改善措置を講じ

○ 協会の諸課題について本部及び支部が一体となって検討を進め るため、22年5月には保健事業推進検討会を、9月にはIT活用方針 検討会を設置し、それぞれ今後の事業運営の基本方針をとりまと めることができた。

○ 23年1月に企画総務担当者説明会をブロックごとに開催し、人 事、労務管理関係の懸案事項について本部及び支部の職員間で意 ▋見交換し、運営方針の理解の共有化を図ることができた。

(2)組織体制の見直し

○ 22年10月に、40支部において保健Gを業務部から企画総務部に ■移管し、保健事業の企画力強化と事業推進を図った。また、9支部 |において業務Gを分割を行い、効率的な業務運営を行うための体 制強化を行った。

○ 協会設立当初より事務室が2つに分かれていた5支部につい て統合を実施したことにより、支部運営の効率化、部門間の連携 の強化が図られた。

く委員ご意見>

被保険者や事業者による当事者意識をどう醸成するかが、医療保険運営の基本 である。そのため、被保険者、事業者の声を直接受け止めている支部、支部評議 会と本部役職員との連携強化が重要である。そのような観点から評価できる取り制が適切に機能するよう努めるとともに、保険事業 組みが行われている。

り、以前に比べ本部と支部の認識の一体感が高まったと感じている。

特定健診・保健指導の実施率の向上に向け、組織体制を見直したことについて は評価したい。保険者として不利な条件に甘んずることなく、効果的な取り組み の在り方などを検討し、実施していただきたい。

協会全体としての目標値とか実数値は決められているが、支部間のばらつきも一に発揮していくため、事業が低調な支部には協会本 大きいと思いますので、ピンとキリの支部の差は何が原因か明らかにする必要が一部からの強力な支援策や改善策を提示するなど、支

組織が大きいだけに、本部と支部との連携、支部間の情報交換などは、組織の 活性化のために不可欠である。さまざまな工夫をしながら対応を図っていること は評価できる。さらに継続的な連携の強化策が期待される。

・協会の自己評価に同意。

・支部・本部の連携強化の取り組みは強い組織をつくるうえで評価できる。

協会健保は構造上の特性から効果的な事業運営を確立するためには試行錯誤が 求められる。そのような背景のもと、保健事業のPDCAをまわすフィールドとサー ビスを有している保健グループに企画機能をもたせ、機能強化を図ることは有意 義である。

<最終評価>

・支部長会議やブロック会議などを開催し、内部統 |検討会や業務システム刷新プロジェクトチームの設| ・運営委員会でも支部長や支部評議会長を招きヒアリングや意見交換を行ってお 置など、本部・支部が一体となった取組みを進めて いる。

> ・保険事業や医療費適正化等については、支部間で 大きな差異がある。協会全体として保険者機能を更 |部との連携強化の積極的な取組みを期待したい。